

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（2）（22. 3 定）			
日 時	平成 22 年 9 月 16 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 6 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	斉藤（陽）委員長、斎藤（博）副委員長、秋元・大橋・中島・ 山田・濱本・北野・久末各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 産業港湾部参事、保健所長、会計管理者、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました斉藤陽一良でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には斎藤博行委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、中島委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

---

○中島委員

○国民健康保険の資格証明書発行の問題について

最初に、資格証明書発行の問題についてお尋ねします。

今回、代表質問で答弁もいろいろといただきましたけれども、平成21年度に国民健康保険料を滞納して1年間を経過したということで、313件の資格証明書が発行されております。この313件の資格証明書の発行対象者に対して、いろいろな働きかけをして明らかにしてきた経過があると思うのですが、最終的に接触できて理由が明らかになった件数や内訳について改めてお聞かせください。

○（医療保険）保険収納課長

資格証明書の発行世帯で接触できたものの状態ということで答えさせていただきます。

平成21年9月の更新時における313世帯の内訳でございますが、接触できたものは95世帯です。中身は、納付があった世帯が51世帯、来庁相談で11世帯、電話連絡があったのが12世帯、臨戸面談ということで、これは職員が御自宅を訪問して事情を聞いたという世帯が21世帯で、合わせて95世帯です。そのほかに、社会保険を取得したとか、市外に転出した、生活保護、死亡という、いわゆる資格喪失という言い方をしているのですが、そういう世帯が63世帯でございます。

○中島委員

そうしますと、313件のうち接触できた件数が95件で、資格喪失などで他の保険になっていた、亡くなっていたりという方が63件ですが、そのほかの方々は、結局、どういう状況か把握できていないということなのでしょうか。その件数と、その後の残った方々への対策についてはどういう経過があったのかもお知らせください。

○（医療保険）保険収納課長

今申し上げましたとおり、接触できたものと資格喪失は158世帯、50.5パーセントですので、約半分は接触できないという結果になっております。資格証明書の発行は、市長の答弁でも申し上げましたとおり、電話連絡、臨戸訪問、不在の場合は連絡票を御自宅に置くということで接触に努めてまいりました。保険証は10月1日から翌年9月30日の1年間ですから、ちょうど今は更新をしている最中でして、その中で、納付割合に応じて、保険証を本証にするのか、短期保険証にするのかという判断をして交付しなければならない時期なのです。そういう中でも、全然連絡もなく未納になっている方は、事前に予告書ということで、このままですと10割負担の資格証明書になりますという文書を送付しているのですが、その後も何ら連絡なり納入がないものですから、9月末までには、そ

ういう方に対してどの保険証にするかを決めることになっていきますので、結果としては、約半数は現状の把握をさせていただけない形になります。ただ、発行した後も臨戸訪問や電話で接触などの努力を続けていますので、今言いましたとおり、平成21年度は313世帯が資格証明書ですけれども、その前の20年9月の更新時には485世帯でしたから、170世帯ぐらいい減っています。それが全部接触努力で減ったということではないのですけれども、そういう形で、少しずつ発行後も接触に努めているというのが現状でございます。

#### ○中島委員

しかし、今の御答弁では、職員が直接訪問して臨戸訪問で状況を把握したのは21件です。訪問件数が足りないではありませんか。そういう点で、市職員が直接訪問して会えた数が21件しかないということ自体、努力の状況が、どんなときにどんな回数で訪問して21件だったのか。訪問回数はもっと多いと思いますけれども、結果的に会えた件数が21件というのはかなり少ないのではないですか。

#### ○医療保険部長

ただいま、保険収納課長から答弁した内容を時系列的に話しますと、実際には納付書が送られてからいろいろな交渉をしております。市長からも答弁しておりますけれども、電話や訪問でありますとか、留守の場合には連絡票を置いて接触に努めた結果、400件ほどの方が一応対象になるのですけれども、8月にその方に予告書を出して、そのうち2割と接触ができて、残りが313件です。その313件から、さらにその後、年度末までに接触の努力をして、その中で接触できたのは約3割の95世帯です。私どもとしては、1年を通して接触の努力をしているということでございます。ですから、残った世帯につきましては、私どもが繰り返し接触に努めている中で、最終的に電話等を一切いただけない方でございますので、行政としては最大限の努力はしているというふうに考えてございます。

#### ○中島委員

この間、本会議で私も長妻昭厚生労働大臣の答弁を紹介しましたがけれども、資格証明書は医療給付を受けるためには10割の自己負担が発生するわけで、医療抑制につながる、命にかかわる問題という認識の下で、払いたくても払えない特別の事情を確認した場合以外は慎重に扱ってほしいと言っているのです。

小樽市の場合は、全然慎重に扱われていないのです。市長答弁でも、いろいろと催告をして返事がない人には、資格証明書を最終的に313件に出しているのだということ、訪問活動をやったりしても155件については事情がわからないけれども出している。これは、払いたくても払えない特別の事情に当たらないのですか。こういう人達にも資格証明書を出すということでもいいのですか。私は、やはり、これは検討の余地があると思うのですが、本当に払えるお金を持っていて払っていないと確認した数は、また別に押さえているのですか。この155件を含めてそういう判断をしているのかどうかについてちゃんとお答えください。

#### ○（医療保険）保険収納課長

長妻厚生労働大臣のお話の絡みだと思うのですけれども、確かに、国会では、東京都板橋区などの痛ましい事例を挙げまして、そういうことの答弁があったということ私どもも承知しております。しかし、その後にも、当時は鳩山首相だったのでけれども、そういうことで資格証明書を廃止するといっても、では、だれが保険料を払うのかという中で、やはり保険料を払っていただかなければならない制度でありますので、この根幹の部分はなくすることは今の段階ではできないという御答弁をしていると私どもは承知しております。

私どもとしては、医療の給付を受けて、その部分は国や道の補助金がありますけれども、残りの部分は保険料で賄ってまして、そういう部分を皆さんに広く負担していただくという考えでこの制度自体が成り立っておりますので、一律に資格証明書の方にもという話はできないと考えてございます。

残り半数の部分については、先ほど部長からも申し上げましたとおり、接触の努力を続けておりますので、その後も何件か実態の把握をしています。私どもとすれば、電話をしても、連絡票や予告書を置いても、それこそ毎日御自宅に行くということになれば、いつぞやの議会の話ではありませんけれども、サラ金まがいのことをやってい

るみたいだという逆の指摘も受けます。

これは御質問とちょっとずれるかもしれませんが、今は同居の親子でも、たまたま御本人がいらっしやなくて、母親が息子の保険料のことを聞きますとって話をしても、翌日、息子からは、何でそんなことを言ったのだという話をされる場合もあるのです。そういう中で、実態把握とってても、我々は非常に気を使っているというか、デリケートな問題もあるものですから、回数をたくさん重ねればいいというわけでもないところがあります。その辺は、私どもも対応に非常に苦慮しているのですけれども、引き続き、そういう形で接触の努力をしているということで御理解願えればと思います。

#### ○中島委員

私は、事情がわからないまま、155件、半分の方々に資格証明書を発行していることが問題だと言っているのです。努力をしたり、いろいろ大変な思いをしていることはよくわかっておりますが、事情がわからなくても資格証明書だけは発行するというこの仕組みが、これは国の問題もありますけれども、心が痛まないのかと。この中には、本当に医療が必要で、病院に行こうと思っても行けない人がいるのではないかという心配がないのかという思いから、この155件に関して事情もわからないで資格証明書を発行していること自体について検討すべきではないかということを行っているのです。

そういう点では、次の質問の低額所得者に対する資格証明書発行の問題です。

小樽市の国保世帯は、平成21年度は2万2,400件台くらいですけれども、このうち、国保料の法定減免を受けている方は56.4パーセントである1万2,700世帯です。資格証明書を発行している313世帯のうち107世帯と、3分の1強が法定減免の対象者なのです。7割減額、5割減額、2割減額がありますけれども、この内訳はわかりますか。

#### ○(医療保険) 保険収納課長

軽減は7割減額、5割減額、2割減額と3段階に分かれておりまして、7割が81世帯、5割が4世帯、2割が22世帯、合わせて107世帯でございます。

#### ○中島委員

107世帯のうち、7割減額が81世帯ですよ。7割減額の世帯の8割方に資格証明書が出ているのです。これは、もう払いたくても払えないと判断すべき中身ではないですか。ですから、私は、法律で決められたこういう保険料減額世帯、それも7割減額という方々に資格証明書を送っていることは、考える必要があるのではないかと思います。こういう方々については、払いたくても払えない対象者として検討する対象だと思います。市長の御答弁では、払っている人もいるのだから、そう一律にはできないとおっしゃっていますが、これは、社会的な医療のあり方として、低所得が公的にきちんと確認されている方々にも保険料を払わないということで資格証明書発行の対象にすることがいいのかどうか問われていると思うのです。

改めて、313世帯のうち、法定減免となる81世帯に資格証明書が発行されている問題について、どのようにお考えですか。部長にお答えをいただきたいと思います。

#### ○(医療保険) 保険収納課長

7割減額の世帯でございますが、国保の加入世帯全体では4割弱の8,391世帯です。そのうち、資格証明書の該当になっている世帯が81世帯でございます。単純計算では1パーセントくらいですので、残りの99パーセントの方は、全額かどうかは別として何らかの保険料を払っていただいている形になります。

そういう方がある一方、先ほど申し上げましたとおり、私どもは接触の機会をできるだけ与えるといいますが、電話相談をいろいろやっている中で何らの連絡もない方と、逆に、生活設計の中で保険料を払って一生懸命やっている残りの方からすれば、そういうことを一切しない方と同じような待遇になるのはあまりいい話でもないと思います。加入者間の負担の公平を一定程度は果たしていかなければならないのは保険制度の根幹でもありますので、筋として通す部分は通していかなければなりません。御事情は非常によくわかります。私も個人的にいろいろな部

分があれば気の毒だと思えるケースもあるかもしれませんが、何も連絡がないのはどうなのかと思います。やはり、そういう事情であればこそ、逆に私どもに御連絡をいただかなければ、その部分は、義務とか責務という言葉が適切かどうかかわからないですけれども、やはり、そういうことは最低限やっていたらいいと、ほかの払っている方からも逆にまた問題が出てくるのではないかという思いもあります。

そこら辺は、立場の違いはあると思うのですが、御理解をいただきたいと思っております。

#### ○中島委員

私は、国保は社会保障であるという立場できちんと位置づけるべきだと思うのです。この問題については、今回だけで解決する問題ではないと思いますが、こういう低所得者の方々に何のためらいもなく資格証明書をどんどん出すことについてはぜひ考えていただきたいと思います。

世間の流れとして、資格証明書という制度はもう破綻しているのです。それは、インフルエンザがはやれば保険証を出さなければならない、子供たちには貧困の責任がないということで高校生までには保険証を出さなければならない、高齢者には医療が必要だから資格証明書は出せない、あちこちで資格証明書という制度自体が問題になっているのです。病気のときに病院を保障できないような資格証明書の制度自体を考え直す時期に入っていると私は思います。そういう点で考えてほしいということを伝えたいと思うのです。

#### ◎国民健康保険の限度額認定証について

さらにもう 1 点、限度額認定証のこともお聞きします。

これは、限度額認定証という証書を病院の窓口に提示すれば、収入に応じた上限額を払えば窓口負担が済むものなのですが、滞納世帯であれば、この限度額認定証は交付されないことになっているのだとおっしゃっていました。御答弁では、それについて、一部、特別な事情がある方については相談に乗るとおっしゃっています。その特別な事情について説明してください。

#### ○（医療保険）保険収納課長

限度額認定証の件でございますが、国の基準では、国民健康保険法の施行規則に、保険料が滞納していない旨を確認できたときに認定を行うという言い方ですけれども、要するに、滞納していたらだめだという趣旨です。ただ、その中にもただし書きが二つございます。特別な事情がある場合、又は、その他、保険者が適当と認める場合です。この特別な事情というのは、国民健康保険法でうたわれている風水害とか、いろいろな規定があり、たしか 1 号から 5 号か 6 号まで規定されているのですが、そういう中身のものでございます。

中島委員がおっしゃりたいのは、その他保険者が適当と認める場合のことを指しているのかと思います。こちらは、保険者というか、市町村の裁量にある程度任されているようなところがございまして、その中では、保険料を一切払っていない方に限度額認定証を一切出さないということではなくて、ある程度、納付計画、納付約束という部分と、今までは未納の額が何十万円かあるのであれば、本来はだめだと言い切れることのできるのですが、実際に病院にかかる必要の度合いもあります。そういう場合には、一部を納付していただく、又は今後の納付計画について御相談をいただいて納付約束を守ってくださいという御了解の下で、滞納はしているのですが、準じたという言い方も適当かどうかわかりませんが、保険者が適当と認めた場合の範疇に入れることで、希望される方にはできるだけ認定証を出せるような配慮をしております。その部分の規定だということで御理解いただければと思います。

#### ○中島委員

私が代表質問で取り上げた 54 歳の土木作業員の場合には、過去に国保に入っていたけれども途中で滞納状態になって、資格証明書の対象になったようです。胃かいようの手術で入院して、44 万 4,000 円も請求されてびっくりして、限度額認定証をもらっていらっしやいと云われて相談したのだけれども、滞納があるからだめだといって出してもらえなかったそうです。

市長答弁では、納付計画がきちんと確認される時期とうまくいかなかったのではないかというお話でした。しかし、その後も、市内のおそば屋で滞納をしている方がお金の払い方を相談して、毎週 1 回ずつ払う計画を立てていて、心臓の検査をするために限度額認定証を出してほしいと相談に行ったら、窓口では滞納があるからだめだと軽く断られたと。滞納はあるけれども、今払っている最中だから何とかしてほしいと頼み込んで限度額認定証を出してもらったというのです。

また、別のケースでも、職場で倒れて、かつぎ込まれて、この方も保険料を払っていなかった方ですけども、入院してしまってから国保の保険証をとりに来た方です。保険証は出していただきましたけれども、限度額認定証のことは一言も説明を受けなかった、全く知らないで治療も終わりました、3 割負担も払いましたという話でした。

ですから、限度額認定証という制度をちゃんと知らせて、医療が必要の方が使える仕掛けになっていないのではないですか。そこは大変疑問なのですけれども、窓口対応として、限度額認定証をちゃんと知らせているのか、あるいは、滞納があったらだめという指導になっているのですか。

#### ○（医療保険）国保年金課長

まず、窓口での限度額認定証の申請の流れですけれども、まずは市民が国保年金課に申請に来られます。その場合には、世帯の状況を端末機で確認いたします。これは、申請者の住所、氏名等の確認も含めてですけれども、そういった中で、滞納がある場合にはその端末の画面に表示される仕組みになっておりますので、滞納がなければすぐに交付いたしますけれども、滞納がある場合には、いったん保険収納課に引き継ぎます。先ほど保険収納課長から説明がありましたが、納付状況の相談をした中で最終的に保険収納課から交付できる旨の判断をいただいた場合に、改めて申請を受理して交付する流れになってございます。

今、一つは、窓口ですぐに交付できないという言い方をしていることについて、私どもも改めて窓口の担当者に確認しましたがけれども、あくまでも滞納がある場合には、すぐには交付できませんけれども、いったん保険収納課と御相談いただきたい旨の説明はしております。そして、決して滞納があるから交付できないという断定的な言い方はしていないというふうに確認しておりますが、その辺につきましては、もし誤解を与えるような表現があるようであれば、改めて誤解のないような表現にするように指導してまいりたいと思います。

また、窓口での周知についてですけれども、この辺につきましては、私どもが保険証を発行する際に一緒に同封しております「私たちの国保」でそういう制度がある旨の周知をしているつもりでございます。

#### ○中島委員

限度額認定証だけではないのです。保険証そのものも、資格証明書の方々などが病院にかかっている、これから治療するとき、何とか保険証を出してほしいといったときには、はい、保険証を出しますというところから出発しているかどうかなのです。滞納がありますね、滞納の支払の相談をしてくださいということになれば、支払を優先して、支払計画がなければ保険証を出さないというふうに受け止めるのではないですか。そこがすごく重要なのです。医療が必要で病院にかかる場合、それではまず保険証を出しましょう、その上で支払については相談しましょうというのと違うのです。市民の受止めは、小樽市は保険料を払わないと保険証を出してくれないというふうに思っていますから。これが誤解ならちゃんと解かなければだめです。必要な医療は受けていただく、保険証は交付する、滞納についてはどう払うか相談していく、これは別に間違っていることではないです。しかし、滞納の納付計画を先にしなければ保険証の手続はしませんという受け取られ方をするような対応が窓口にあるのではないですか。私たちのところにはそういう相談が来るのです。憤慨して帰る方もいます。医療が必要な方には限度額認定証もちゃんと出す、これが前提です。まず、そこを確認します。

#### ○医療保険部長

資格証明書の関係もあるのですけれども、今のお話ですと、保険料の支払がなくても保険証も出す、限度額

認定証も出したらどうかという話ですが、医療保険制度でございますので、皆さんで保険料を出し合って、そして必要な医療費を賄うのが制度の根幹でございますので、皆様には保険料をまずお支払いいただきたいということは常々申し上げているわけでございます。ただいまの限度額認定証に関する窓口対応につきましても、保険係は基本的に、滞納に基づいての限度額認定証又は資格証明書を出す直接の担当ではないので、ここで私が窓口ですぐにお客様に限度額認定証、それから保険証を出せますとは言えないので、隣の保険収納課に行って御相談くださいという言い方で御案内しております。

そこで、国の方針もありますけれども、基本的に納付があるか、又は、さらに将来の納付計画があるかということを確認した上で交付することになっておりますので、私どももそういう対応をしております。

代表質問での例にありました土木作業員の方も、結局、8年間、一銭も保険料を払わないで、入院が必要になり44万円の医療費が必要になったということで、2万円の保険料を持って保険証を受け取りに来ているのです。2万円をお支払いいただいて、入院し、すぐに手術しなければならないということで、保険証はとりあえずお渡しして、実はその後の納付計画までいかなければならなかったのですけれども、そこまでいけない中で、すぐに御本人が入院、手術を選択したということで、この先の納付計画をしない中で限度額認定証はお渡しできなかったということです。これは2年前の話なのですけれども、納付計画を出していただけていないために、その後、手術が終わってからの2年間、また保険料は一銭も入っていない状況なのです。

ですから、確かに、例えば軽減世帯で資格証明書の107世帯にもいろいろな方がおられると思います。中島委員は優しい方ですので、いわゆる滞納がある皆さんは、払いたくても払えないと思われるかもしれませんが、私たちの日常の交渉では決してそういう方ばかりではないと。もし、本当に特別な事情があるのであれば、それは私どもも繰り返し訪問して連絡しておりますので、やはり誠意を見せていただければ、うちの職員も窓口で断ってばかりということではなくて、現実には渡っている状態が多いですから、たまたま至らなかったという方もおられますけれども、それにつきましては、今後、もしも窓口の対応で表現の仕方にまずい点があるのであれば、その部分は改善をしていきたいということでお話をさせていただいております。基本的には、保険料をお支払いいただいた上で、保険証にしても、限度額認定証も、いわゆる義務を果たしていただけて初めて権利の主張、又は権利を全うできるということでございますので、そのところは御理解をいただきたいと思います。

#### ○中島委員

わかりますけれども、国保は社会保障なのです。保険料を払わなかったら病院にかかれなくてもいいという制度ではないのです。そのところの誤解があるのではないですか。私は、やはり、命を守るための社会保障制度の一つとして、今、保険料を払わなかったら保険証を出さないことが何か当然のように言われていますが、そういう問題とは違うのです。そういうふうにしり替えられてきた経過はありますけれども、命を救うための制度なのです。その制度としての理解をしない限りは、保険料を払わない人はみんな病院に行けなくて当然なのだということになっていくのです。ちゃんとお金を払ってもらおう計画を立てましょうという働きかけは間違っていないと思います。悪質滞納者には資格証明書を出すことも納得できます。しかし、滞納者の状況がよくわからないけれども資格証明書を出すとか、滞納計画が明らかにならない限りは保険証を出せないとか、これは違うと私は思います。

そういう点については、まず、必要な医療は保障するということから出発して、たまっている保険料をどうするかということと一緒に相談しましょうという対応を徹底していただきたいと思います。

時間ですので、最後に御意見を聞いて終わります。

#### ○医療保険部長

確かに、社会保障制度の一部であります社会保険制度でございますけれども、今、社会保険制度というのは、

先ほどお話ししましたとおり、やはり義務を果たしていただいて権利をそれに伴って受領することになってございます。今、いろいろな努力をした中でもお金が払われていない方にも保険証を渡せとなりますと、社会保障制度の社会保険制度ではなくて措置制度と社会保険制度とちょっとまざってごっちゃになってきている部分があるのかなど。こここのところ、国からいろいろな制度の通知が来ておりますけれども、どんどん外堀が埋められていくというか、なし崩しになっている部分がちょっとあつて気にはなっているのですけれども、私どもといたしましては、資格証明書は法令であくまでも交付しなければならないことが規定されてございますので、今後、中島委員等の御主張が通る中で、少し環境が整備される部分があれば、それはそれであつて、あくまでも法令の基準に従って対応していきたいと。そして、それを超えた形には今の段階では対応できないということしか申し上げられません。

---

## ○北野委員

### ◎夜間急病センターについて

夜間急病センターの今後について伺います。

5月の厚生常任委員会と医師会の懇談会では、医師会側は、夜間急病センターについて済生会はスタッフがそろっているの、ここでやっていただけるのが望ましいという見解でした。6月の第2回定例会での菊地議員の質問に対して市長は、新市立病院敷地内に夜間急病センターを設置することは考えておりませんといっています。8月18日の病院局と医師会との懇談会では、夜間急病センターについて医師会が見解を述べているのですけれども、同席した保健所からこのことについて説明してください。

### ○（保健所）保健総務課長

8月18日に小樽市病院局と小樽市医師会役員の懇談会が開催されたわけですが、この中で、夜間急病センターの設置につきましては、スタッフ、また2次医療への転送を考えると、大きく言えば、病院の近隣、若しくは現在の済生会に併設されているような形が望ましいという話を聞いております。

## ○北野委員

ところが、9月1日に済生会小樽病院が築港に移転する計画が発表されて以降、私たちのところにも、また各議員のところにも、夜間急病センターがどうなるのかという問い合わせ、質問が相次いだと思うのです。そういうこともありまして、今定例会でも夜間急病センターについて議論がされています。経過は、今、保健所が述べたとおりですから、夜間急病センターの今後がどうなるかは大体想像がつくのですけれども、9月のマスコミに発表された済生会小樽病院の構想と、9月2日付けの新聞記事には、済生会の計画ですから夜間急病センターについては一行も書かれていないのです。当然、済生会としては、自分の施設ではないから書く必要はないわけです。しかし、一般市民は、今は済生会小樽病院と夜間急病センターは併設になっているから、今後どうなるのかという疑問が出るのは当然です。

だから、ここで、小樽市の側が医師会といろいろとお話をされて、夜間急病センターはこうなるということをこういう条件の下で明らかにする必要があると思うのですが、その点について、再編・ネットワーク化協議会の最終報告書では、夜間急病センターはどうすると位置づけられていますか。

### ○（保健所）保健総務課長

再編・ネットワーク化協議会の話についてですが、救急医療体制については、極めて重要な喫緊の課題であり、地域の医療機関全体で取り組むべきものであるため、関係機関による協議会を設置し、夜間急病センターを含め、1次救急、2次救急医療体制の維持、強化に努めますという文言で進めております。

## ○北野委員

関係機関の中には小樽市も入りますね。

### ○（保健所）保健総務課長

協議の中には小樽市も当然参加していきたいと思っております。

### ○北野委員

問題は、再編・ネットワーク化協議会の最終報告書で、今、保健総務課長が言われたように書かれているのですが、この協議がやられていないのです。新市立病院は骨格がはっきりした、建てる場所は、済生会小樽病院も築港へ持っていくと。しかし、夜間急病センターについて、小樽市から市民へは何の説明もないのです。だから、みんな心配で、どうなっているのですかということになるわけです。

せっかく関係機関で協議するとなっているわけだから、早く協議して、夜間急病センターの今後はこうなるということ市民にきちんと明らかにしなければ、市長がよく言う安心・安全の市政にはならないのではないですか。そういうことで、私は、少しのんきすぎると思うのですが、いかがでしょうか。

### ○市長

夜間急病センターの問題ですけれども、これは、過去の経緯、経過があるのです。昭和60年ぐらいに小樽市医師会の救急部会の検討委員会が発足されて、それ以来、6年ぐらい議論されて、その結果として済生会に併設しましょうという医師会の一つの方針が出たのです。その医師会の方針に対して、済生会は受けますと、小樽市も建てますという合意の中でやりました。一つは、済生会が今回の計画をされるに当たって、本来であれば医師会から依頼を受けて、そして引き受けたわけですから、済生会としても一つの方針を出すべきだったのではないかと思います。もう一つは、そういう状況で、済生会もそういうことで今の計画はありませんから、市として早急に関係者との協議会といいますか、そういう場をつくって、今後のあり方について早急に検討していかざるを得ない問題だと思っておりますので、もう少し時間をかけて、すぐ、そういった問題に取り組んでいきたいと思っております。

### ○北野委員

この問題で私が懸念するのは、市長がおっしゃった歴史的経過は私も承知していますが、あのときは、今と違って、市立小樽病院は対医師会との関係でもかなり権威があったというか、発言力があつたときなのです。そのときに、小樽病院は夜間急病センターを受けない前提にあって、それでどうするかということになって、今、市長が説明された経緯になっていったのですよ。その後、医師会から、小樽市と病院局とは意見が若干違うけれども、第2次救急の内科部門については、もう少し積極的に受けてほしいという要望を医師会は持っているわけです。そういうのがあって、市長がおっしゃるように、本来であれば一言あつてしかるべきではないかと、市長はそう思っているけれども、しかし、医師会の側というか済生会の側は、今言ったような課題があるものだから、小樽市にも考えていただきたいという意図もあってそういうふうになったのではないかと私は思うのです。

ですから、関係者間のいろいろな思惑があつたにしても、市民が安心できるよう、夜間急病センターは今後、こうなるということを明確にすることが最優先ですから、私は、その点で少し遅いのではないかという認識ですので、今、市長が言われたことで、このことについては急いで明らかにしていただきたいということを述べておきます。

### ◎財政問題について

次に、財政問題にかかわって、最近、地方自治体でもいろいろと意見が交わされているので、若干、質問をいたします。

9月14日の民主党代表選挙が御承知のような結果になりました。それで、2週間くらい、小沢さんと菅さんが、テレビ、新聞を通じて、連日、にぎやかに公約を述べ合ったという経過もあり、政権与党ですから、ここで代表になった方が総理大臣になるということで国民の関心も強かったと思うのです。9月6日に、私も、小沢さんと菅さんの発言で、財政再建はどうするかがポイントになっていましたから、注意深く見ていたのです。小沢さんの一括交付金化で財源を生み出すという話と、これに対して反発した全国知事会の麻生会長が9月6日に小沢発言を批判していますが、この話のポイントは何か、財政部でわかれば説明してください。

### ○（財政）財政課長

全国知事会会長の記者会見についてのお尋ねですが、その内容につきまして概要を紹介いたしますと、本来、一括交付金というのは、補助金という形で全国一律の枠を外して一括交付金化することによって地方の創意工夫が十分発揮できるような自由度の高い制度をつくるのが目的であることから、一括交付金が財源捻出論として議論されていることにつきましては、21兆円ある国庫補助金の大部分を社会保障費などが占める状況下において、これを含めて補助金を一括化することによって大幅に減らして財源を捻出することは実態に合わないという考え方を述べられております。

したがって、この一括交付金問題につきましては、原点に戻って、地方の自由度を高め、それによって地方の活性化を図っていく、あるいは、地方それぞれに合った行政が行われるという政策目的の原点に帰った形で議論をお願いしたいという趣旨のことが述べられたと承知しております。

### ○北野委員

平成22年度予算国庫支出金の内訳（全会計）という資料を出していただきました。これが皆さんのところに行っていると思うのですが、簡単に説明してください。

### ○（財政）財政課長

お手元に配付しました平成22年度予算国庫支出金の内訳（全会計）という資料でございますけれども、国から地方への補助金の内訳として公表された資料に基づきまして、本市が国から交付される補助金や負担金などの国庫支出金について、平成22年度の全会計分の予算額をそれぞれの項目に沿って当てはめたものでございます。

まず、国から地方への補助金の内訳につきましては、高齢者医療や国民健康保険などの社会保障関係経費が14兆8,000億円で、補助金全体の70.5パーセントとなっております。次に、義務教育や高校無償化などの文教・科学振興関係経費につきましては、2兆3,000億円で10.9パーセントになっております。続きまして、公共事業が3兆1,000億円で14.8パーセント、その他が8,000億円の3.8パーセントとなっており、総額で21兆円となっております。

資料の右側が、本市における平成22年度の国庫支出金の内訳になりますが、社会保障関係経費が約177億8,000万円で94.9パーセントという状況でございます。続きまして、文教・科学振興関係経費は約4,300万円で0.2パーセント、公共事業は約9億円で4.8パーセント、その他が約1,000万円で0.1パーセント、総額で約187億3,000万円となっております。

なお、表の一番右にある3割相当額は、ただいま申し上げました本市の国庫支出金予算額の項目ごとに3割を乗じて算出した額でございます。合計で約56億2,000万円となっております。

### ○北野委員

小沢さんは、全国を駆け巡って、時によっては5割を捻出するとか、3割捻出するとか。だから、こういうものを全国知事会という組織の会長が発言するということは、単に会長の思いつきではなくて、部内で検討して出すのですよ。これは、市長も組織の機構としてよく知っていると思うのです。ですから、少ない数をとって批判したのです。3割削られたらどう影響が出るか。小樽市の場合は、3割削られたら56億2,000万円も影響を受けるのです。この56億円というお金ですけども、これは単年度で削減される額ですからね。平成16年度から18年度の3か年間で、地方交付税は三位一体改革で削られました。その3か年の累計が54億円から55億円くらいですよ。だから、3か年の累計に匹敵するものを単年度に削るものだから、知事会としては冗談ではないということで警鐘を鳴らしたのです。これは、単に麻生会長ばかりではなくて、秋田県の知事だって公然とマスコミに批判の見解を発表しているのです。

ですから、私は、これは小沢さんだけかと思って、先日終わった参議院選挙の民主党のマニフェストを見たのです。そうしたら、小沢さんと菅さんは財政問題で、菅さんのほうは後で触れますが、民主党のマニフェストの中にも一括交付金化を検討すると書いてあるのです。しかし、財政課長が説明したように、ここで3割削るとかここか

ら財源を捻出するとは書いていません、もちろん。ですから、本来のあり方に見直すべきだという風に麻生会長はくぎを刺したのです。しかし、財政をどう立て直すか、財源をどこへも求めるかが代表選挙の争点の一つだったから、小沢さんはおれが総理大臣になったらこうすると。

これに対して菅さんは何と言っているか。民主党ではないので誰かが説明するとはならないでしょうから、私から言いますが、菅さんは、社会保障の財源として必要になってきたら、消費税を税制改革の中で検討していかなければならないと。これは、参議院選挙の直前の代表になってまもなく、消費税を10パーセントにすると行って、これが大変不評で民主党は選挙でいい結果にならなかったのです。これはもうはっきりしているのです。それで、10パーセントにした場合には、私は、今の長引く不況が一層長引くと思うのです。平成9年度に消費税が3パーセントから5パーセントに引き上げられました。そこで、資料を出していただきましたのが、平成9年度以降の市税収入額の推移という資料です。この資料について説明してください。

#### （財政）市民税課長

今回お配りした資料について説明いたします。

平成9年度以降の市税収入額の推移ということで、平成9年度から平成21年度までをまとめております。平成9年度に消費税が施行された以降、税収も本市の場合には減少傾向が続いている状況が見てとれますが、平成19年度に3兆円規模の税源移譲があったために、税収が一時的に150億円の台に回復しました。しかし、その後、また減少傾向を示している状況になっております。

#### ○北野委員

ところで、平成9年度から21年度までですが、市税は25億7,000万円も減っているのです。私は、不況だから、消費税が5パーセントになったから、これが全部だとは言いません。しかし、これ以降、景気は回復していないと、言ってみれば、最近、主な国の中でとみに経済成長がとまっているのは日本だけです。こういうところで消費税が10パーセントになったら、やはり市税は大幅に落ち込むことにならざるを得ないと思うのですが、税務長は何か見解がありますか。

#### （財政）税務長

私は経済学者ではありませんのでわかりませんが、ただ、消費税は、皆さん御承知のとおり、商品などの売上げに課税される税であります。我々としては、上がった場合には法人市民税の中で何らかの影響が出てくるものと考えますけれども、それが個人所得にどのような影響を及ぼすかということにつきまして、消費税と個人市民税をぶつけて分析するのは難しい状況にありますので、御理解をいただきたいと思っております。

#### ○北野委員

そんな姿勢だったら、税務長としてはうまくないです。本当ですよ。

あなたが言いたいのは、地方消費税が10パーセント入ってくるから、倍に入るからと言いたい顔をしているのです。しかし、これが今は13億円くらいだからね。だから、仮にこれが倍になったって、機械的に計算して仮に13億円が余計に入ったとしても、3パーセントから5パーセントになって今日まで市税が25億円減っているのだから、そうすると、13億円どころではない減収になると思うのです。

だから、私は、本来であれば、こういうことはやめて、企業が健全に、順調に営業して、税金も納めていただく、所得割で納めていただくというふうになったほうが、これは市長がよく言う真の財政再建になると思うのです。

だから、そういう立場から言って、私は、今回の代表選挙を注目して見ていましたけれども、日本の財政をどう立て直すか、財源をどこへ求めるかということについては、2人ともこういう言い方だから、これはちょっと自民党以上ではないかと、地方に与える影響は。だから、心配で、市長も当然そういうことは心を痛めていると思うから、市長会その他でこういうことにならないように発言して、せっかく削られた地方交付税がもとに戻るような動きで今推移しているときに、今度は逆にこんなやり方をやられたら大変な減収になります。こういうことだけには

絶対にならないようにしていただきたいのですが、市長の見解はいかがですか。

#### ○市長

主張は全く同じです。やはり、昨年の選挙のマニフェストで、いわゆるひもつき補助金の一括交付金化という話をしているのです。それから今回のマニフェストを見たら、若干ニュアンスが違うのです。それで、私はずっと話を聞いていて、小沢さんの言っていることは無理があると思います。先ほど言ったように、社会保障の金を削ってどうするのだということです。それを自由に使えと言うのです、使ってもいいのですと、市町村で。そんなことはできるわけではないではないですか。先ほどの国民健康保険なんて、もっとひどくなってしまいます。ですから、そういう意味では、本当に無理があるので、この部分についてははっきり意見を述べていきたいと思います。

#### ○北野委員

##### ◎仮設トイレの配置について

8月の2度にわたる集中豪雨に関して、菊地議員が一般質問をしまして、いろいろありますが1点だけ聞きます。水道局長は菊地議員の仮設トイレの配置についての質問に対して答弁されているけれども、もう一回、語っていただけますか。

#### ○水道局長

菊地議員の長橋十字街に関する質問に対して、その事実を私は確認していませんけれども、一般的に水洗トイレが使えなくなるような状況のときに、水道局として、そういう連絡を受けたときにどういう対応するかというについて、一つ、二つお話ししますということで、一つは、マンホールの流水量が多すぎて水洗トイレが使えなくなるということがあるので、マンホールから汚水をバキュームで吸い上げて一定の流量を少なくするという方法もあります。もう一つは、どうしてもそれに対応できない場合がありますので、そういうときには、雨の降り方がおさまってくると自然に流量が減ってきますから、それまでの間については、申しわけございませんけれども、仮設トイレを設置して、それをお使いくださいということで、例えばこの2点の対応をしているという答弁をいたしました。

#### ○北野委員

局長は、私とのやりとりでいつも肝心なことを言わないのです。その後、あなたは、仮設トイレの配置について連絡方法がわからない市民もいると思うので、その辺の周知について何らかの方法を考えたいと、大事なことを答えているのです。何でそういうことを言わないのですか。

だから、私は、これは新しい点だと思うのです。防災計画にも、あるいは広報おたるにも、水害で下水道が詰まって、そして流れなくなって一般家庭でトイレが使えなくなったときは、仮設トイレを貸し出しますから、すぐに連絡してくださいということを市民に言っていないでしょう。これは、広報おたるとか、何らかの別な形で周知すべきだということを水道局長もちゃんと認めているわけですよ。水道局がそこまで言っているのだから、防災の担当部署がまさか否定することはないと思うのだけれども、こういう場合にどういうふうにするつもりですか。

今回、高島のフッシャーマンズハーバー付近の低いところに仮設トイレを置いて、詰まった方々の便宜を図ったのです。ところが、そういうことをしていただけることがわからない市民が圧倒的ですから、どうしますか。

#### ○水道局長

私は、本会議でも答弁しているので、その辺の認識は当然あります。ただ、一つ御理解いただきたいのは、今回のように、時間的な集中豪雨で仮設トイレを対応したというのは、少なくとも今の担当者は経験がないでござりました。いわゆる時間当たりの降水量は30ミリから40ミリ弱くらいまでという経験がない中で、今までそういうことが起きなかったところで起きたと、これは貴重な体験だというふうに認識しています。

そして、委員がおっしゃいますように、そういう体制の中で、我々も市民に対して周知ができていなかったのは確かですので、その辺につきましても、防災担当の意見を十分聞いて、我々としてもどういうふうに市民に周知し

ていくかということを検討して対応してまいりたいというふうに思っております。

（「あの時は防災担当と相談するなんて言っていないですよ。防災担当はどうするのですか。」と呼ぶ者あり）

#### ○総務部長

今ありましたとおり、今回は貴重な体験をいろいろとしました。その中で、特に、危機管理の体制というか、現実困っている市民の皆さんにスピーディーにどう対応するかという非常に難しい問題ですけれども、今ありました上下水道の関係の下水で言えば、今のトイレの関係がありますし、道路でも河川でもそれぞれ土のうをどうするかという議論がありますので、そういったことは、今後、早急に議論をして、一定程度の方向性が見えれば、いろいろな形で周知をしたいと思っています。

#### ○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

#### ○久末委員

##### ◎児童虐待防止対策について

1点だけ、お願いになると思うのですが、児童虐待につきまして、昨日、一般質問でいろいろとお答えをいただきまして、一生懸命やっておられることがよくわかりました。

ただ、私は、それを防止する、何か未然に防ぐとか、早期発見とかという前に、子供を産む母親の意識が一番大事なことではないかと思うのです。母親が子供を産むという意識をきちんと備えて、出産、そしてその後の子育てに携わらなければいけないと思うのです。

そのようなことで、未然に防ぐこと、早期発見は社会的に本当に重要なことで、市でも一生懸命やっておられることはよくわかりました。あとは、前にもやったことがあると思うのですが、親の意識改革と言いましょか、子供を産み育てることはどんなに大変なことであるのかということと、愛情と責任をきちんと親に持ってもらいたい、それが一番の根本に至ることではないかと思っております。

先日、テレビでNHKのキタキツネの子育てを見たのですが、恐らく見た方もいるかと思いますが、私はこれを見て、人間が野生の動物に学ばなければならないところがたくさんあると思いました。このビデオを、これからお産をしようとする、子育てをしようとする母親たちにしっかりと見てもらうことで、いかに子育てが大変であっても愛情があるから子育てができる、そしてまた、子孫を継承してもらうためには子供が大事だということをおわかってもらいたいです。1時間くらいかかったでしょうか、キタキツネの母親は自分が食べなくても、魚をくわえて子供たちに与えて、生まれて育てるときから、大人になったときにはいつまでも面倒を見るのではなくて、もう子供に一人前になれよと言って突き放すのです。そういうところまでの場面を見まして、こういうのは母親たちに見てもらい、虐待なんてとんでもないことであり、やはり大事な命を自分が生んだのですから、はぐくんではいかなければならないということ、このビデオを通して親にわかっていたらいいと思います。そうすると幾らかでも、早期発見とか未然に防ぐというものが少なくて済むのではないかと思います。

赤岩町会では、毎年、新児童を祝う会をやっておりまして、そのときに小樽警察署から女性の担当の方が見えまして、交通事故のビデオを見せてくれます。そうすると、言葉でしゃべったりするよりも、画面で見ると危険性が子供たちに本当によく伝わるわけです。そんなことで、子供たちも真剣になって見ておりますので、やはり、活字も大事ですし、口頭でお話しするのも大事ですが、そうした目から受け止めるものもこれからは必要ではないか、仲間に入れてほしいと思ひまして、今回、お願いするのですが、こういうことが行政として可能なかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

### ○（福祉）子育て支援課長

今、児童虐待は全国でも増えておりまして、小樽市でも早期の発見、予防、解決、そうした取組を進めております。一般質問での市長の答弁にもありましたけれども、これは子育て支援課以外の取組も含めて、妊娠期間中や出産後の家庭訪問の実施や広報おたるへの掲載、乳幼児健診の機会を利用したもの、あるいは小・中学校の児童・生徒を通じたパンフレットの配布などをして取り組んでおりますけれども、よりわかりやすい、あるいは受け入れられやすい取組について、今、委員からのお話もございましたことを参考にさせていただきながら、今後もどのような取組が有効なのか、実施可能なのかについて考えてまいりたいと思います。

### ○久末委員

やはり、活字などは読む機会があったり、なかったりがあるのですけれども、画面で見るとは、直に頭の中に残るものですから、キタキツネが子育てをする映像を見ますと、親の愛情と責任がすごく伝わってきましたので、子育てをする母親たちに見てもらえば、少しでも役に立つかと思いましたが、思いましたものですから提案いたしました。よろしくお聞きいたします。

---

### ○山田委員

#### ◎小樽水族館公社について

株式会社小樽水族館公社の概要について何点かお聞きいたします。

私の資料は、若干古いので、まず、直近の従業員数と、セイウチ、トド、アザラシ、オタリア、イルカやペンギンなど、飼育にかかわる人数についてお聞かせください。また、臨時職員などが何名いるかもあわせてお聞きいたします。

#### ○（産業港湾）観光振興室中村主幹

小樽水族館の正職員数は26人で、そのうち飼育員が21人と伺っております。ただ、臨時職員の正確な数は把握しておりませんが、およそ60人だと伺っております。

### ○山田委員

会社の内容について、従業員数はよくわかりました。

最近、リニューアル計画などもされているようですが、パンフレットの中では暗くて狭くて古くてというぐらがあり、館内から館外へ移るときなどは急な坂もあります。このリニューアルについてお聞かせください。また、昨年ですか、本館エレベーターなどが導入されましたので、エスカレーターなどの導入経緯についてお尋ねします。

#### ○（産業港湾）観光振興室中村主幹

今、委員がおっしゃったとおり、やはり、高齢者や障害者にとっては大変急な坂でございますので、そういった体の不自由な方などの対応として、利便性の向上ということでエスカレーターを昭和63年に設置しております。また、エレベーターについては、あそこの建物自体をベビーカーで小さい子供を連れて急な階段を上がったりおりたりするため、要望が大変高かったということで、昨年、設置しております。

### ○山田委員

リニューアルについてはよくわかりました。

次に、入館者数についてお聞きします。

最初に、入館者のピークはいつか。また、今回、バックヤードツアーなど市内の学校関係の団体が利用されるとも聞きますので、無料、有料その他の入場者数について、小学校、中学校、高校別に何校で何人なのかお聞きいたします。

#### ○（産業港湾）観光振興室中村主幹

小学校は381校、1万8,153人が入館しており、そのうちバックヤードツアーへの利用は259校、1万3,430人です。

中学校は137校、4,965人が入館しており、このうちバックヤードツアーは67校、2,986人が利用しています。また、高校は110校、4,793人が入館しており、このうちバックヤードツアーを利用しているのが9校、385人となっていると伺っています。

○山田委員

やはり、利用状況が結構多いということで、人気のあるツアーなのかと思います。

また、その部分で、例えば美ら海水族館などで利用されているウォッチングシートなど、集客や教育など利用できる施策があればお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

美ら海水族館で作成していますウォッチングシートは、魚の生態などを書いたカードのようなものですが、やはり、こういったものをつくっていくにはコストが大変かかるものがございます。ですから、その導入には費用対効果を十分検討しなければならないということで聞いております。ただ、水族館には、水族館協力会からの助成もあって、平成9年と15年にビデオをつくりまして、それを学校などに配布したと伺っております。

それから、30万人を何とか維持し、黒字を何とか維持しているということで、飼育員は、お金のかからない範囲で、水槽の前に飼育の工夫ですとか、こういう点を見てほしいというPRポイントについて、職員が手づくりで案内板をつくるという工夫をしていると伺っております。

また、ナイトツアーというお話もありましたけれども、安全対策や照明器具の導入に大変なコストがかかるため、今後の研究対象であるということで伺っています。

また、ボランティアのサポーター制度なども、現在はやっておりませんが、今後、市民の力をかりて何とかやっていくということもありますので、そういったことも研究していきたいということで伺っています。

○山田委員

私も、昨年伺ったときには、あまりうまくはない字でそういう案内がされていたことを覚えております。特に、最近では、地域性といいますか、例えば小樽や北海道らしさという、こだわりの展示について工夫しているとも聞いております。世界的な流れでは、例えば岐阜の世界淡水魚園とか、小さくは東山動物園の世界のメダカ館のように、淡水の水族館の充実があるそうです。本市でも、そういうような部分があると思っておりますので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

やはり、小樽は北の海ですので、北の魚にこだわっていると伺っています。まず、主に実施したものと、北海道沿岸に生息していますネズミイルカとウグイ、ソイなどの魚を同一空間で飼ったり、又はコンクリートで北海道の岩場に似せてつくって展示したり、今も淡水魚のお話が出ましたけれども、北海道を代表する大型淡水魚のイトウと同じ水槽で小魚を飼いましてその隠れ場所を設けるなど、生息環境を再現して展示しています。そのほか、野付の海というテーマで、スガモという藻の中で泳ぐホッカイエビ、それから、カサゴ科の魚なのですが、イソバテングなどが泳ぐ姿を再現するといった工夫をしております。

○山田委員

次に、情報発信について何点か聞いておきます。

市内のパンフレットやリーフレットの内容について、これは平成21年4月の北一硝子で出している散策マップですが、この中には東洋一の水族館という表記があります。東洋一の水族館というのが小樽水族館にふさわしいのか、その点についてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室長

その記述は昔の古いものだと思いますので、すぐに改めたいと思います。東洋一というのは、昭和49年に今の新館を開設してから10年間ぐらい言っておりました。その後には、美ら海水族館とか鳥羽水族館のリニューアル、鴨

川シーワールド、大阪の海遊館等、大型のものができましたので、今は全国有数の規模のことになっております。

**○山田委員**

詳しい説明をいただきまして、ありがとうございます。私も、前からこの点については異論があるのかと思っておりました。

次に、小樽水族館の現在のパンフレットですが、その中でも、特に一般の人が利用する部分は、アクセスと料金の面だと私は思っています。アクセスの面については、詳しくよく書かれております。また、各交通機関との案内については、例えば交通機関とプラスして入館料金が割安になると書いているのですが、例えばこれは入館料と交通アクセスの部分を足して幾らになるのかが書いていないので、もし改良する時がありましたら、その点を要望しておきます。このことのお答えは要らないです。

その次に、小樽水族館のホームページから何点かお聞きします。

まず、シーズンパスポートの内容について、販売期間と使用期間、特典についてお聞かせください。

**○（産業港湾）観光振興室中村主幹**

シーズンパスポートでございますけれども、大人の料金で申しますと3,000円になっております。ですから、入館料が1,200円ですので3回入れればもとがとれる内容です。その特典と申しますと、売店の5パーセントオフ、それから、アザラシにあげたりするえさをバケツでもらったりするようなものになっています。

利用状況ですが、平成20年度から始まった制度なのでございますけれども、20年度の購入者が773人、21年度が805人、そして、本年は8月31日現在で934人と、ずっと増えている状況でございます。

なお、平均利用率としましては、昨年では294パーセント、1人3回程度と、もとがとれる回数を訪問しているということでございます。

**○山田委員**

今の入館者の数字を聞かせていただければ、やはり、よく周知され、来る方の回数は、もとをとるという意味でよく来るのかと思います。ホームページにお知らせという部分があり、たぶん、その内容的には苦情とか要望を載せているのだと思いますが、その概要についてお聞かせ願いたいと思います。

**○（産業港湾）観光振興室中村主幹**

お知らせのところですけども、ペットと一緒に入館される場合の注意点とか、館内の注意事項があるわけですが、エレベーターがありますということも記載されてございます。

**○山田委員**

最後に、このホームページの中でも外国語表記が3種類ありますが、市内ホテルの周知についてお聞かせください。また、最近更新されている本館ショップのグッズなどが充実していると思いますので、その2点について聞いて、終わりたいと思います。

**○（産業港湾）観光振興室中村主幹**

数年前に、水族館というと、やはり、博物館的な要素があるので学術的なものを置いたほうが良いという意見を受けまして、例えば魚に関する本も置いてございます。あとは、子供に水族館に親んでもらうということで、ミズネちゃんというネズミイルカのぬいぐるみを置いたり、入り口にある二つの大きいタコのマスコットのキャラクターグッズを置いてあります。

**○山田委員**

これは答弁漏れですが、外国語表記について、インターネットで英語と韓国語とロシア語があります。それについて、市内ホテルについて、観光要所に周知されているのか、その点についてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

申しわけありません。ホテルに対してホームページの内容をどのように周知しているかというのは、こちらで掌握してございませんでした。伺っておきます。

○山田委員

では、その点については後からお聞かせください。

---

○濱本委員

◎全国学力・学習状況調査の来年度以降の全校参加の意思表示について

代表質問の折には、教育の話を最後にさせてもらいましたが、時計回り、反時計回りではありませんが、今日は初日ですから、教育から何点か質問させていただきます。

代表質問では、初めに、全国学力・学習状況調査の来年度以降の参加についてお尋ねをしました。教育長の御答弁は、国の動向や道の動向を判断してということであります。参加するのは全校参加であるのが望ましいということでしたが、ここで国の動向、道の動向という限定詞をつけました。私は、限定詞をつけるのではなくて、国が全国学力・学習状況調査をやめるのであれば別の話ですが、継続されるのであれば、国の動向がどうであれ、教育委員会としては全校参加で臨みたいぐらいの強い意思表示があってもよかったと思うのです。教育委員会に予算編成権がないから、ましてや、来年は統一地方選ですから、いろいろと問題はあります。骨格予算ということもあるでしょう。しかし、テストは来年 4 月に行われるわけです。そうしたときに、教育委員会として全校参加で実施したいという明確な意思の表明がなければ、例えばそこで費用が発生するのであれば、市長も骨格予算の中に、優しいからその部分を計上してくれるのではないかと思うのですけれども、意思表示がなければ計上しようがないわけです。その点はいかがですか。

○（教育）指導室主幹

繰り返しの答弁になるかもしれませんが、この後のスケジュールにつきましては、やはり、教育委員会議を経て、そこで十分協議して、次年度以降の取組についての決定をしていきたいというふうに思っております。ただ、委員がおっしゃいましたように、文部科学省からの概算要求はもう既に発表されておりますので、そういうものも踏まえて見据えてまいりたいというふうに思っております。

○濱本委員

改めて聞くと、一番根底の部分ですが、議会で教育長が御答弁をされるときに、その質問の内容がもし教育委員会議で機関決定されていないとすれば、これは教育長の独断先行みたいな話になります。若しくは、議会の答弁するのであれば、それは教育委員会議でちゃんと審議されていない事項なので、議会で答弁はできません。そういうことを言わないから、望ましいという話になるのではないですか。やはり、ここの全校参加の部分に関して言えば、4 月 20 日にもうテストが終わっているわけですから、では翌年度以降はどうしますかという話が教育委員会議で協議されなければもうそではないですか。もし、教育委員の皆さんにそういう認識がなかったとすれば、教育委員長みずからがどうしますかという話の投げかけをしなければだめだと思うのですが、いかがですか。

○教育長

全国や全道の状況についてどうこうと言う前に、私は、これまでも 3 回、4 回とやってきたのですが、特に今年度の場合は、まだ結果が出ておりませんので、まず、それを踏まえてどういう手だてを打つかということが一義的に必要だと思います。来年度はどうするかという議論の前に、教育委員の皆さんに、本年はこういう結果であるから、こういう取組をして全力でやっていきたいというものがあって初めて次年度はどうなるかということではないかというふうに私は認識しております。

### ○濱本委員

教育長がおっしゃっていることを、ちょっと違った見方をすると、では結果がよければ来年は参加しないのかというふうに聞こえるわけです。しかし、小樽の学力を継続的に検証していくため、経年変化を見る上では、結果はともかくとして、毎年参加していかなければ検証できないし、立証できないのではないですか。一緒の話ではないと思うのです、私は。結果はいいのです。だけど、それを常に検証していくシステムに参加するのは別の話だと思うのですが、いかがですか。

### ○（教育）指導室長

委員のお話の内容はよくわかりました。

本市の児童・生徒の学力の状況を把握することは、学力向上を図る上でとても大切なことであるというふうには考えておりますが、今後、文部科学省でも概算予算額の決定といたしますか、発表されているところでございまして、具体の指導要領等がこれから示されてくるところでございますので、それらも見ながら、教育委員会議で協議をいただきたいというふうには考えています。

### ○濱本委員

要するに、教育委員会議では、この議題をきちんと協議して一定の結論を出すまではまだ至っていないというふうに理解します。教育長も教育委員の一員ですから、ぜひとも、新年度以降も全校参加でいきたいということを教育委員会議の中で一教育委員として明言して、議論を誘導とは言いませんが、きちんと態度表明をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

### ○教育長

濱本委員のお考えは十分理解できますが、先ほども申し上げましたように、例えば、全国、全道の状況というのは、各都道府県が一斉にその結果を踏まえて全力でやっているのですから、そのランクをもっともっと上げろという考えではなくて、私自身は、子供たちがその問題をつくった国のレベルの通過率というか、又は、さらに、学力からちょっと外れますけれども、第6次総合計画に上げてございますけれども、子供たちの勉強が楽しいという思いを数字に上げていくという考えに立っているのです。お考えは十分わかりますが、全部の都道府県も真剣になってやっているのです、その順位に一喜一憂するのも一つの方法だと思いますけれども、それ以上に、子供たちが今以上にわかってもらえるという取組をするように考えています。

そういうことで、私も含めて委員といろいろな意見を交流しながら、さらには、委員だけではなくて、子供に直接向かい合っている小学校、中学校の校長の意見も十分聞きながら、平成23年度はどういうふうにやっていくかというあたりを検討していきたいと考えてございます。

### ○濱本委員

言うなれば、会社の経営理念の違いみたいなものです。教育長は、知・徳・体のバランスのことをおっしゃっています。私も一時期は経営者をやっていましたけれども、経営理念でいくと、例えば今は「知」の部分不足しているから、ほかのことを投げろとは言わないけれども、やはり今の最重要課題は「知」なのでしょう。道の教育長もそのことについては認識されているわけです。だから、そういう言い方をされると、教育行政の執行者である教育長はそういうお考えなのかというようにしか私には質問のしようがないのです。しかし、教育委員会議は5人の委員の合議制ですから、教育長も含まれていますが、そこの中での一委員としての教育長のお考えというふうに私は承っておきます。答弁は結構です。

### ◎教員の意識について

次に、実際に子供たちに向き合っている教員の意識の部分でも質問をさせていただきました。その質問も、現在、現場で子供たちと向き合っている教員の意識についての教育長自身の認識については御答弁がなかったことに、私は後で気がつきました、残念ながら。その点の現状認識についてはどうなのでしょう。こうやって、「知」の部

分の結果が非常に情けない結果になっている。私は、正答率に一喜一憂しなければならないとは言いません。しかしながら、できれば、本来はアベレージまで行きたいわけです。中間点ぐらい、47都道府県あったら、3分割したら真ん中のゾーンぐらいには行きたいわけです。北海道もそうですし、小樽だってそうです。そうしたときに、先ほどの教育長の御答弁だと、四十数番目でもいいのだみたいに聞こえるのです。たぶん、本意ではないと思いますけれども、私はそういうふうには聞こえたのです。そういう中で、やはり、教員そのものの意識が、大変な非常事態なのだ。もっと言ったら、教員の皆さんに非常事態宣言をしてもらいたいぐらいですよ、本当に。そういうことに対して、教育長は、現状の教職員に対しての認識についてどうのお気持ちなのか、お聞かせください。

#### ○（教育）指導室主幹

ただいま委員がお話しされた点は、非常に大事なところだと思います。これまでも、私どもが各学校に訪問させていただく折には、それぞれの学校の現状を踏まえた課題の指導や助言をさせていただいております。また、御存じのように、指導改善のポイント等について調査結果の概要を示して、具体的な取組を各学校に示しています。その中で、各校長も自校の現状をしっかりと分析して、学校内で組織をつくって、実際に自分の学校の子供たちはどうなのかということをも十分認識してやっている学校もたくさんございます。ですから、そういう中で進めているということも認識していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

#### ○濱本委員

私が代表質問で言ったのは、学校の教員が平成19年度の結果、そして今回の22年度の結果を受け止めたときに、真つ当な神経だったら、やはり危機意識を持たなければなりません。そういうものを持っていますかと聞いているのであって、校長がどうなのかというのは次の質問です。校長はどうか、もっと言ったら、教育長以外の4人の教育委員はどう認識しているのか、あわせてお答えください。

#### ○（教育）指導室長

今年度の学力検討委員会の第1回を早々に開いたところですが、その中で、校長、教頭については、濱本委員がおっしゃる認識は浸透しているというふうに思っております。ただ、一般教諭については、各学校と異なりますか、教員それぞれの個によって認識が不十分であるという意見も出されております。今年度については、昨年度よりも学力検討委員会のメンバーを増やしまして、なかなか具体的に改善が進まない学校については、教員の認識が薄いところもあるのではないかとということも踏まえながら、そこのところについても検討の題材として今後の改善策に生かしていかなければならないという話をしております。

#### ○濱本委員

今の答弁の中で、管理職である校長、教頭は危機意識を持っているし、自分たちの学校で教員が危機感を100パーセント持っているかということにも疑問を感じているということですが、指導室はいかがですか。

#### ○（教育）指導室長

これは、これまでの課題でまだ改善されていない部分なのですが、該当の学年の教員について、中学校以下は該当の教科ですが、それについては、一定程度の危機感を感じて対応に当たっていただいている感じはしています。ただ、その対象以外の部分については、学校全体としての課題というところまでなされていないという部分は感じています。

#### ○濱本委員

できるだけ主語をはっきりさせてください。指導室としては、市内の約500人いる一般教員の危機感の持ち方は満足できるというふうに認識していないとか、そういう答えを期待していたのですが、うなずいていらっしゃるの、たぶん、そういうことだろうと理解をします。

#### ◎教科書の採択について

認識のところだけで話が終わってしまったら、その先へ行けないので、次の話になりますけれども、教科書の改

訂が何年か一遍ありますが、小樽市の小学校で使用する教科書は平成22年度に採択をして、来年度から使用開始でしてでしょうか。平成19年度に学力・学習状況調査が行われて以降、小学校の場合は20年度に教科書の採択を行って、21年度に使用開始ではなかったですか。違いますか。

○（教育）指導室長

今、委員がお話しされている教科書の改訂ですが、平成13年度から22年度まで、小学校については4回、中学校については3回ありました。

○濱本委員

要は、何を言いたいかというと、平成19年度の学力・学習状況調査の結果が出た以降、中学校では21年度に採択が行われて22年度から使用開始です。そして、小学校においては、20年度に採択されて21年度に使用開始、そして、22年度に採択されて23年度から使用開始です。言いたいのは、小樽の学力がこのような状況のときに、教科書を採択するに当たって、まず第1点目は学力向上を意識した教科書採択が行われているのか、もう一つは、具体的に近年、教科書の出版社をその観点から変更をかけた事実はあるのかなのか、まず、それをお聞かせください。

○（教育）指導室長

教科書の採択に当たりましては、委員の御指摘のとおり、教育委員会で採択し、決定されるものでございますけれども、その際、教育委員の方々には、当然、小樽市の子供たちの学力向上を図るためには、どの教科書が一番いいかということをお考えの上で採択していただいたというふうに思っております。

○教育長

教科書について、少し話をしたいのですが、学習指導要領が変わったら、その時点で全面的に新たな教科書になりますが、それ以外の場合には3年ないし4年で出される教科書はほんの一部の改訂だけでございます。ですから、教科書が変わったから学力がうんぬんという考え方ではないことだけは御理解をいただければと思います。

また、今までは採択にあたり、学識経験者や教員等には各教科書のいろいろなよさを見てもらっていたのですが、今回は、私どもで出しています第2次小樽市教育推進計画の最初に、学力の向上、確かな学力の育成ということが掲げられておりますので、教育委員が選ぶ以前に、確かな学力のつくような教科書という視点を新たに明示しまして、そういう観点から見てもらい、最終的には5人の教育委員に1か月前から教科書をお渡ししまして、さらに専門の教科を分割しながら、十分精査して今回決定させていただいたところでございます。

○濱本委員

そういうことで精査をして採択をされたということですが、実際に出版社が変わった教科はありますか。

○（教育）指導室主幹

今年度採択いたしました小学校の教科は国語と音楽と体育になっております。

○濱本委員

たしか教科書展示があって、光村図書出版だと、それまで国語は教育出版を相当長い期間使っていたらと思う。そういう意味では、教科書も疑って見ると。私は、この際だから学力向上のためには何でもやってみる必要があるのだと思います。こんな小さなことは効果があるとは思えないと最初から切るのではなくて、これもやってみなければならぬ、あれもやってみなければならぬというのが本当の学力向上のための第一歩かと思えます。

今日はもう時間ですので、また時間があれば質問をさせてもらいたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 42 分

再開 午後 3 時 05 分

## ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

---

## ○秋元委員

### ◎児童虐待の把握について

初めに、代表質問でさせていただきました児童虐待についてですが、実際には全国的には児童虐待の報道がされておりまして、私自身も相談を受けて、非常に身近なところでもこういう問題があると感じましたので、今回、質問をさせていただきました。

小樽市内の虐待の相談件数は年々減っている状況なのですが、平成19年度は54件、平成20年度は49件、平成21年度は27件で、年々、相談件数は減っているようには見えるのですが、実際に目に見えない、表に出てこない部分がまだまだたくさんあるというふう非常に心配しております。

その中で、今回、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種別の数を教えていただきましたけれども、例えば身体的虐待とかネグレクトというのは比較的発見しやすいかと思うのですが、性的虐待とか心理的虐待の見分け方といいますか、判断方法というのはどういうふうにされているのでしょうか。

### ○（福祉）子育て支援課長

虐待の見分け方といえましょうか、今、御質問のあった二つの部分については確かに難しく、例えば心理的な虐待は家庭内で保護者の家庭内暴力がある中で子供がいるとか、あるいは暴力的な言葉を使っている親、それから子供を無視するといったことがあります。相談を受けて家庭の様子を聞く中で、今言ったような状況が把握できる、あるいは、そういった疑いを持つような場合については、心理的な虐待ということで区分をしていくことになりま

す。それから、性的虐待については、性的な行為の強要ですとか、性器や性交を子供に見せる、ポルノグラフィーの被写体にするといったことが該当するのですが、こちらはなかなか外見的にわかりづらいのが実態になっています。このあたりは、やはり子供が所属する機関、例えば保育所、幼稚園、小・中学校などでの何かの機会に本人が言わない限りはわからない部分がありますから、そういったことに気をつけていく、そういうものがわかれば性的虐待の区分にしていくということで、そこについては非常に難しい部分があるかと思えます。

### ○秋元委員

やはり判断基準が非常に難しいのだらうとは思っているのですが、今回お答えいただいた4種別の通報者といえますか、こういう虐待があるという通報件数も含めて報告していただいたのですが、通報者は主にどういう方なのですか。例えば、身体的虐待ではどうい

### ○（福祉）子育て支援課長

う方が通報者になっているのか、ネグレクトが一番多いのですが、ネグレクトでは近所の方なのか、どうい

う方が一番通報者として多い状況なのか。やはり、例えば身体的虐待であれば、体に傷がついていたり、あざが見受けられたりというようなことがありますから、どちらかといいますと子供とかかわる機関である保育所、幼稚園、学校、それから子供の健診をする保健所とか医療機関で気がつくケースがございまして、そういったところからの連絡が多く出てきます。それから、育児放棄などにつきましては、今言いましたような機関でも子供が御飯を食べていないようだとか、いつも洗濯をしないで同じ服を着ているということもありますので、そういった関係機関、あとは御近所からの連絡があります。子供の泣き声があると、親のしかる声があると、もう少し様子を聞かないとわからないような、すぐには区分できないものについては近所からの通報が多くなる傾向があります。

### ○秋元委員

通報された後なのですけれども、私が相談をいただいた方は、やはり近所で毎日のようにどなり声が聞こえるということで、どうしたらいいのだろうかという相談を受けました。よくよく話を聞くと、夏の間は窓があいていて、ずっとどなり声が聞こえていると。冬の間は、夜、軽装で外にずっと立たされている状況があったそうで、その方も 1 年近く様子を見ていたらしいのですけれども、思い悩んで相談していただいて、私もすぐにどこへ相談したらいいのかということも教えて話をしたのです。その後なのですけれども、当然、調査とか家庭訪問をしていくことになると思うのですが、今回の質問で、専門機関などと連携して、対策も考えた上で戸別訪問などを行っているというお話でしたが、例えばこういうケースでは直接家庭に訪問するとか、まずは近所の方からの話を聞きながら相談内容を確かめるといように種別ごとに違うのでしょうか。

### ○（福祉）子育て支援課長

基本的に、種別によって対応がすぐに変わることはなく、電話で相談を受けた場合には、やはり子供の状況の確認、安全確認、あるいは事実かどうかという実態確認も含めて、まずは訪問するのが原則になっています。その後、事実関係を確認する中で、ほかにかかわりのある関係機関との情報交換をしながら、その家庭のいろいろな環境、状況を情報収集して対応策を考えていくということになります。

### ○秋元委員

なぜ、こういう質問をしたかといいますと、今回、私が相談をいただいた件では、もう既に家庭訪問をされたそうですけれども、虐待のようなことはありませんということで解決したそうなのです。家庭訪問をして、親にどういう話を聞くのか、例えば虐待していますかと聞いても、当然、していますと答えるはずはなく、子供に聞いても、当然、親がその場にいれば隠すでしょうし、家庭訪問という部分ではその辺が非常に気になったのですけれども、訪問した際の確認作業はどういうふうにするのですか。

### ○（福祉）子育て支援課長

実際に家庭を訪問した場合に、まずは玄関先の状況といえましょうか、室内の状況を見える範囲で見ることが第一歩になります。例えば、かなり散らかっている様子が見受けられるかどうか、あとは、保護者とお話をする普通のやりとりの中で対応状況がどうかとか、あるいは、できれば子供の確認をしたいということで、子供にも玄関先に来てもらい、その際の親子関係が自然な関係でいるのかどうか、子供が親に対して不自然におびえていないかどうか、子供の服装の状況、それから栄養状態がどうか、これはやせているかどうかというあたりですけれども、そういう観点でスタートしていくことになります。

### ○秋元委員

おっしゃっていることはわかるのですけれども、ただ玄関先の状況を見てどこまで判断できるかということだと思います。例えば、親の対応の状況によって判断するとのことですが、隠れた部分の虐待を本当に発見できるかという部分では非常に疑問が残ります。先ほど、いろいろな機関と連携しているという御答弁をいただきましたけれども、例えば道などとの連携や、警察や児童福祉士と連携する中で具体的な取組も検討されているということですが、種別によって方法はかなり変わってくると思うのです。家庭訪問をするのか、状況をどういうふうに周りから固めていくのかというのは変わってくると思うのですけれども、こういう話し合いは具体的にされていないのでしょうか。

### ○（福祉）子育て支援課長

先ほどの家庭訪問で見える範囲には限界があるということについてですけれども、確かに、我々が行って、そこですることには限界がありますので、そこで無理強いをして何かをするということではなくて、そこでわかったことをまとめて児童相談所に報告するという作業が出てきます。それから、その子供が、幼稚園、保育所や小学校に通っているのであれば、そこでの状況を聞いたり、保健所の乳児健診を受診しているようであれば、その経過を

聞いたりすることで、さまざまな情報を集めて総合的に判断する材料にしていくというやり方をしています。

あとは、例えば児童相談所などとの関係ですけれども、通常の軽易な相談については、基本的に地方自治体、市町村が一義的に対応していく仕組みになっているのですが、その中で比較的、専門的な事例などについては、我々も児童相談所に助言を求めなければならないという位置づけに法律上なっていますので、そういった場合には積極的に児童相談所に助言を求めたり、あるいは助言だけでなく連携してケース検討会議を開いて対応策を固めていくことにしています。同時に、生命に危険を感じるような場合があれば、当然、警察署とも同様に連携を図って対応していくことになります。

#### ○秋元委員

例えば、今の玄関先での状況ですとか、親の対応に、万が一問題があった場合にはおかしいという判断になると思うのですけれども、その状況を見る限りにおいては別に何の問題もないと判断されたときでも、実は問題があるかもしれないと思うのです。ただその第 1 段階として、玄関先での状況とか親の対応を見て問題がないと判断された場合、その次のステップはどのように進んでいくのですか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

問題ないという判断の場合には、明らかに問題がないだろうと思える場合と、あまり確認ができないということで、若干、気になる部分があるというケースがわりと多いです。そういう場合は、後日、先ほどから出ておりますが、どこかかかわっているセクションの情報を継続して聞いてみるとか、どこにもかかわりのない場合は我々のほうで、後日、家庭を訪問してみるといったことも事例としてありますので、そういったことを行いながら経過観察をしていくことになります。

#### ○秋元委員

初動の対応が非常に大事になってくると思うのです。先ほど言った私が相談を受けた例では、その後どうなったかということ、真夏なのに窓は閉められっ放しなのです。当然、外にも声はほとんど聞こえてこない状況で、やはり相談した人もその後どうなっているかわからない。それまでは窓があいていてどなり声が聞こえていたものが、その家庭訪問以降は窓が閉められていて状況がわからないということなのです。何も問題がなければいいのですが、本当に問題解決につながったのかということで非常に心配している部分なのですけれども、その最初の家庭訪問も含めて、やはり最初の対応は、今後、研究といいますか、もっともっといろいろな状況を踏まえて考えていかなければいけない部分なのだろうと思うので、ぜひ全国的な例も含めていろいろと研究していただきたいと思います。

#### ◎児童虐待における経過観察について

年度ごとに大体半分ぐらいは経過観察と判断して対応されているようだけれども、経過観察というのはどういうふうに判断されるのか。問題があるのか、ないのか、どっちとも判断がつかなくて経過観察になったのか、その判断の基準についてです。また、経過観察のその後はどういうふうになっているのか、問題解決にまで至っているのかということについてはどうでしょうか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

経過観察については、先ほど申し上げたような形で、関係する機関の情報を継続して集めるとか、場合によっては私どもが繰り返し訪問してみるということもありますが、そういう中で情報を集めていきまして、特段、新たな動きがない、新たな情報がない場合はそのままになっていきます。もしその中で新たな動きや新たな情報が出てくれば、それを基にケース検討会議などを開いて関係機関と情報の共有をしながら支援方策の検討を進めることになります。

#### ○秋元委員

経過観察をして解決に至ったというような確認などは最後までされるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

この虐待の解決というのは、実は非常に難しい部分でして、解決したというのはかなり少ないだろうと思います。そもそも育児放棄などについては、ずっと続くケースが実際に多いものですから解決することはほとんどないのです。ただ、それによって子供への被害が起こらないように、最小限にするように周りで支援をしていくということになります。あとは、身体的な虐待のたたくなどといったものは、児童相談所の指導なども行いまして一時的におさまることはありますが、またいつそれが復活するのかわからないものですから、そういうことがあった場合にすぐ対応できるようにしていくということが重要になっていくと思います。

○秋元委員

相談件数は年々減っていつているようではすけれども、解決していないという部分では、例えば身体的虐待も少しずつ減っておりますが、本来であれば虐待件数が積み上がっていくことになり、年度からすれば、例えば平成21年度は6件ですけれども、過去からの継続的に虐待されている部分を含めれば、もっと増えるということですか。

○（福祉）子育て支援課長

基本的にはそういう形になりますが、継続的に虐待するというのも、食事を与えない家庭があれば、それがある程度改善されれば、いったんはおさまるといいますか、解決はしないけれども、虐待の状況は少し落ちつくという状況が続きます。そして、どこかの時点でそれがまた始まるということの繰り返しが多いのです。したがって、虐待の状況、実際に虐待となっている状況が同じレベルでずっと続くことは少ないのですけれども、繰り返し発生することは確かでございます。

○秋元委員

途中で虐待されず、例えば半年後、1年後に虐待が始まるという部分に関しては、市としてどういうふうにするのか状況をとらえて対応していくかが重要な部分だと思うのですけれども、過去に相談を受けて虐待があった家庭へ、その後、訪問するという事はされていますか。

○（福祉）子育て支援課長

直接、家庭を訪問することよりも、保育所とか小学校に所属する場合には、そこでの生活を通じて様子を見ていく、そして何か新しい動きがあれば、また新たに対応策を考えることとなりますので、継続的に家庭を訪問することはあまりないというふうに言えます。

○秋元委員

件数的にも年々積み上がっていく部分で考えれば、少ない職員の方々で対応するのは非常に難しいと思うのですけれども、例えば、虐待の度合いによっては、引き続き指導なり状況把握をしていくことが重要だと思うのです。また、これは絶対にやっつけていかなければならないというふうに思います。新しい動きがあればというお話でしたけれども、それは新たに通報なり相談なりがなければ動けないということなのですか。

○（福祉）子育て支援課長

いろいろな機関で子供とかわかっておりますので、そこで日常の見守りがまずありますから、そういう中で異変があれば通報などではなくて、その現場でまず気がつき、我々に連絡があったりして、そういうことでまた新たな対応をしていくこととなりますので、そのようにお考えいただければと思います。

○秋元委員

4歳から6歳の子で、非虐待児童を含みますけれども、平成21年度は10人の虐待相談がありました。例えば、この子たちが小学校に上がった時に、幼稚園や保育所の状況を教員や周りの人たちが知らない場合は、身体的虐待でしたらあざがあったり傷があればわかるのでしょうかけれども、それ以外だとなかなかわからないという事例も多いのです。当然、個人情報もありますから、教員に申し送りをするにはならないと思うのですけれども、市としてはわかっているわけですから、例えば、保育所にいたときに親から重たい虐待を受けていて、小学校に上がって

いるけれども、その後は通報がないけれども、どうしたのだろうかというふうにはならないのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

兄弟がいる場合などは、たとえ最初に兄弟の 1 人が虐待という相談があったとしても、通常は家庭内にいる兄弟全員に対する虐待を疑うという姿勢で臨むことになっていきますので、そういう場合に一方が小学校にいる、中学校にいるということであれば、必ずその時点で関係機関と情報交換などのやりとりやかかわりが出てきますので、情報の共有という意味ではなされていくと思います。ただ、子供が 1 人の場合ですと、その子供が成長するに従って所属する機関が変わっていきますけれども、そういう場合については、完全に情報が伝達されていくかという点、確かにそれはできない部分も多々あるかと思っています。

○秋元委員

継続して安全を確認していくというのは、言葉で言うのは簡単ですが、実務となると非常に難しい部分があると思うのですが、ぜひそういう対応も今後は検討していただきたいと思っています。

◎虐待の事実不明について

次の質問に移りますけれども、平成 21 年度ですと 8 名が虐待の事実不明となっておりますけれども、これはどういう数字になるのか御説明いただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

こちらにつきましては、例えば電話相談などを受けて訪問しても場所が特定されないとか、連絡があつていろいろなところを探したけれども、該当するような家庭が見つからないとか、明らかに虐待ではない、事例としてあったのは、子供をしかる声が聞こえるということであったときに、一時的に親戚の子供が集まっていた、実際に大声は出したけれども、虐待ではないことが確認できた場合も、区分上は事実不明という区分に入れております。

○秋元委員

◎一時保護について

次に、一時保護の件ですけれども、平成 20 年度は 1 名おりましたが、平成 21 年度はゼロということで数字は上がっていないのですけれども、一時保護の状況はどういうもので、どういうふうに対応されてきたのか、また、よければ一時保護された子供の虐待の種別はどの種別に当たったのかを教えてくださいませんか。

○（福祉）子育て支援課長

まず、種別なのですが、そちらは特に私どもも把握をしておりません。

それで、一時保護に至るケースですが、この一時保護は児童相談所が行う事務になりますので、虐待の事例において、母子分離ということで、家庭に子供を置いておくべきでないという児童相談所が判断した場合に、一時的に児童相談所の施設に保護をするという仕組みになっています。期間は最大で 2 か月と聞いておりますけれども、最終的には、その間に家庭の事情が改善されて子供を戻しても問題ないと判断された場合に一時保護は解除されますし、そうでない場合は期間を延長して一時保護をするとか、あるいは児童相談所の判断で児童養護施設等への入所措置をするといった方向になってまいります。

○秋元委員

私も、以前、別の件で、一時保護をされた方の確認を児童相談所にさせていただきました。やはり、詳細については教えていただけなかったのですけれども、今ですと 2 か月で一応の区切りをつけて、その後は様子を見て母親のもとに帰すなりの判断をしていくということですが、例えば 2 か月後に帰ったという状況について、市に連絡というか、報告はあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

一時保護については、大概、こちらでかかわっている事例から一時保護になっていくことが多いものですから、おおかた、連絡は来ております。

○秋元委員

わかりました。

◎施設入所について

次に、施設入所の期間についてですけれども、小樽市でも過去には数名いるみたいですが、平成21年度はゼロ名になっています。これは問題が解決したということですか。

○（福祉）子育て支援課長

21年度について施設入所がないというのは、21年度の相談を受けた中で、最終的に施設入所に至ったものはないということで、現に施設に入所されている子供は多数おります。

○秋元委員

多数というのは、過去から積み上げで何人もいるということですか。その数は何人という正確な数の把握はしているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

そちらの数については、私どもは把握しておりません。

○秋元委員

わかりました。

児童虐待では、年齢別に数を出していただきまして、例えば早期発見の対策等もされていると思いますけれども、小樽市では生後4か月までの子には、こんにちは赤ちゃん事業で全家庭に訪問されていますけれども、これ以外の、高校生までの各年齢別では、学校とか関係機関との連携があると思うのですけれども、こういう各年齢別の対策みたいなものはあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

今、委員がおっしゃいました保健所の事業のほかに、それぞれの対応といいますと、どうしても子供が所属する組織機関ごとにそれぞれの中で関係職員が対応していくといいますか、ふだんの生活を見守っていくということです。そして、先ほども言いましたが、何か兆候や動きがあれば、その情報をまた子育て支援課に寄せていただくという流れになっております。そのこと自体は、小樽市でも要保護児童対策地域協議会を設けていまして、その構成機関は小樽市を含めて16機関あるのですけれども、もちろんその中に小・中学校、幼稚園、保育所等多数入っておりますので、そういった対応の中で役割も確認されるようになっております。もちろん、教育機関については文部科学省からも、別途、そういった対応をするという通知は行っております。

○秋元委員

代表質問でも話しましたがけれども、例えば、学校ですと、教員は保護者との関係から、虐待があるのかどうかはなかなか言い出せないということも実際にあると聞きました。その後、もし違った場合に、保護者との関係がどうなるのかということを考えれば、なかなか簡単に、気軽に虐待があるのか、ないのかという、通報といいますか、相談は、学校の中ではできないみたいですがけれども、その辺は、何かの対策と言ったらおかしいですがけれども、もっと気軽に話し合えるような、連絡や連携がとれるような考えは何かあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

おっしゃるように、そういった通報といいたいでしょうか、相談が非常にしにくいというのは、学校に限らず、すべてに共通すると思います。その上で、やはり、疑いを感じたときにはぜひ連絡をしていただくということを重ねて話合いながら確認をしていくという作業になるかと思います。

○秋元委員

この問題の最後になりますけれども、問題の早期発見、解決もそうなのですが、実際に相談できる体制は、先ほどのこんにちは赤ちゃん事業のように、本当は小まめに訪問できればいいのですが、それは無理ですか

ら、やはり保護者とか対象の子、悩んでいる人たちが相談できるような体制をもっともっと考えてもらいたいと思います。

育児に悩んでいる保護者を対象に、例えば、神奈川県茅ヶ崎市では、コモンセンスペアレンティング（CSP）という講座をやっているそうです。これは、3歳から12歳の子供を持つ保護者を対象に、しつけの技術を学ぶ講座として、例えば暴力とか暴言で子育てを行わないことなど、短期間で成果が上がるということで取り入れられ、相談件数が減っているそうです。確かに発見、解決もちろんそうですけども、こういう対策はケアという部分では常日ごろから、市としてどういうふうにかこの問題解決に取り組んでいくのかという部分で非常に重要だし、おもしろい取組だと思うのですが、CSPという講座だけでなく、今後、小樽市として保護者やそれにかかわる人達の研修や講座を含めて、何か考えがありましたらお答えをください。

#### ○（福祉）子育て支援課長

私どもも、児童虐待の発見とか予防といった観点での取組もちろんしておりますけれども、もう一つは、子育ての不安をなくすとか、悩みを少なくすることも非常に大切だということで、一方では子育て支援事業なども行いながら子育てをする親に、家庭訪問ではありませんけれども、多数来ていただいて交流をする中で抱えている悩みを少しでもなくすといった観点での取組もこれまでずっと行っております。

あと、保護者への啓発などについては、今日も冒頭に答弁しましたように、いろいろな形でやっておりますけれども、どういったものがより効果があるのかといった観点については、今後もいろいろと検討していく必要があるかと思えます。

#### ○秋元委員

わかりました。まず話を聞いてあげる、悩みを聞いてあげるという非常に重要な相談体制をぜひ市として確立していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

#### ◎小・中学校の耐震化について

続きまして、小・中学校の耐震化についてなのですが、まだ納得といいますか、理解できていない部分がありますので、教えていただきたいと思うのです。

以前に行った耐震化の優先度調査と耐震診断の進め方について説明していただきまして、優先度調査と耐震診断等は必ずしも当てはまらないということでしたが、見返しますと、そもそも優先度調査というのは、耐震化を進めていく優先度の順番だというふうに理解するのです。その上で、まず優先度ランクで①の判定を受けたものについては改築や新築を行うということで、また②の判定がついたものもそういう考えでいくというお答えでした。実際に優先度調査を見ますと、個別の名前は出しませんが、教育委員会で表を持っていらっしゃいましたら見ていただきたいのですが、例えば、優先度調査で6番の中学校は、昭和55年、56年に建てられたのですが、7番の昭和32年に建てられている小学校より優先度が上なのです。これは、素人からすると、昭和56年ですから、新耐震基準がひっかかるぐらいなのに、はるか前に建てられている昭和32年のものより優先度が高いのかと、ちょっと不思議に思う部分があるのですが、こころ辺はどういうふうに考えていけばいいのでしょうか。

#### ○（教育）総務管理課長

確かに、今おっしゃいましたとおり、表の中で見ましても、6番目の中学校は昭和56年でございますけれども、学校の耐震化優先度調査の性質というのは、平成15年に文部科学省で定められました学校施設耐震化推進指針に基づいて行われているものなのですが、これにつきましては、学校の耐震化が進まないということで、簡易な調査でどういったものから先に見直したらいいか順番を決めるためのチェックということで、学校施設に特化してつくられたものであります。

その中身としましては、比較的簡単に判断できる形になっておりまして、コンクリートの強度は外注しなければだめだったので、それ以外は、老朽化の程度でひび割れとか、はりや鉄筋の腐食の状況といった検査項

目がありまして、それに当てはめて、建築住宅課に依頼して出した診断結果でございます。

確かに、委員がおっしゃるとおり、建築年では新しいものはあるのですけれども、この調査方法にきちんと当てはめてやった結果、こういった順番が出てきたということでございます。

#### ○秋元委員

不思議に思うのですけれども、わかりました。しかし、ちょっと納得ができない部分はあります。

今回の花園小学校の話を通して、非常にわかりやすいと思ったのは、量徳小学校は、考え方として新市立病院の敷地になるという判断で、花園小学校は統廃合も含めて耐震診断をするというお話でした。これは、非常にわかりやすい話なのです。いいとか悪いとかではなくて。こういう話をほかの学校にも当てはめていただければ納得はできるのですけれども、優先度ランク②の学校を差し置いて③とか④の優先度が低いところの耐震診断をやっているものですから、当然、保護者から見ても、これらの学校は当然残っていくのだろうという話も広まっています。

このように考えれば、小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の問題と絡むことですから、小学校の耐震基準はこういう状況ですという資料をつけていますというお話でしたけれども、私が出た説明会では、耐震診断の基準になるかどうかわかりませんが、耐震化の優先度はこのぐらいですという説明はありませんでした。私も確認したら一覧表はついていましたけれども、優先度調査の説明はされていませんでしたので、学校によって非常に優先度が高いものもありますので、今後の基本計画に関する議論の中では、ぜひそういう説明もしていただきたいと思えます。

次の地区別懇談会の予定はまだ知らせていなかったと思えますけれども、どういうふうにスケジュールを考えていますか。

#### ○教育部長

まず、各学校の優先度調査の結果なのですけれども、例えば、今回つくった学校再編プランは、どちらかといえ、文字どおり組合せということを主眼にしてつくった冊子なものですから、優先度の部分についてはそれほど詳しい資料はつくっていません。ただ、私どもは一昨年、昨年、本年と3年続けて説明会、懇談会をしているものですから、学校の施設状況については、昨年の基本計画の素案を示して、説明会をしたときにはそれぞれ学校ごとの優先度調査の結果、あるいは築年数等も示しながら説明してきております。

この間の資料は、ホームページにもすべての校舎の優先度調査結果を載せていますので、3年間のスパンの説明会で一つの経過だということは御理解いただきたいというふうに思っております。

これからの懇談会の進め方ですけれども、基本的には、来週の学校適正配置等調査特別委員会で、5月から7月に行った懇談会と今後の進め方をあわせて報告したいと考えております。ただ、先ほど言いましたとおり、本年を含めて過去3年間の説明会、懇談会は、事前に何月何日にここでやりますといことで基本的には1校ずつ進めてきました。ただ、本年の1学期の懇談会では、次の進め方として、1校ずつという形ではなかなか議論しづらい部分がありますので、昨日の教育長の答弁でも申しておりましたが、例えば、手宮地区の3校の小学校を一緒に議論するというのも一つの形としてあり得るだろう、そのほうが議論しやすいだろうと思っておりますし、そういう形でそれぞれPTAとの調整を始めております。ですから、事前に何月何日はこの地区という形ではなくて、5月から7月の報告段階の経過を踏まえて、それぞれ地区ごとで小・中学校という場合もありますし、小学校何校かという場合もありますので、そういった形で次の懇談会になるのかというふうに思っております。ただ、今までのように、来年5月からどうだということではなく、引き続きやっていかなければならないと思っております。

（「年内ということですか」と呼ぶ者あり）

年内というより、もっと具体的に言いますと、例えば南小樽地区の量徳小学校とか、若竹小学校とか、統合校である花園小学校とかは現在も継続して進めています。ただ、今までのような何月何日何時からという形ではなくて、量徳小学校で言えば、学校に再編プランを考える委員会が立ち上がっています。もう7回ほどその委員会で会議が

行われています。それに私どもが呼ばれて、今後どういうふうにしていくかという協議をするとか、いろいろな形が出てくるだろうと思っています。

○秋元委員

わかりました。

今後、地区別懇談会でも、優先度調査も含めて、ぜひわかりやすく、私も出席させていただきたいと思っておりますので、説明いただければと思います。

◎統廃合後の跡利用と耐震化について

統廃合になった後の施設の利用に関してですけれども、例えば、耐震化優先度調査で①の判定を受けた学校ですと、新築、改築ということで統廃合の対象になって、利用されず廃校になった場合に、耐震工事をして引き続き使用するものなのか、それとも、耐震化優先度調査でも①という非常に優先度の高い建物ですから、どういうふうを考えていくのか。その辺の施設の考え方、また耐震についてはどういう考え方を持っているのかお答えいただけますか。

○（総務）企画政策室長

学校の跡利用と耐震化との関係ですけれども、教育部でも学校再編についての地区別懇談会が5月から7月まで開催されまして、跡利用の御意見なども出るだろうということで、企画政策室も同席させていただいた経過がございます。その中で、私どもが答えさせていただいたのは、一つには教育委員会が出しております学校規模・学校配置適正化基本計画に、廃止となる学校施設の跡利用という一つの考え方が記されています。

今、お手元はないかと思いますが、読みますけれども、統合により廃止となる学校の建物や土地の利用については、市民の共有財産として、全市的なまちづくりの視点で、地域の皆さんの意見や要望を聞きながら検討しますと書かれておりますので、跡利用についての御質問があった場合については、ひとつこのことを私どもからお話をさせていただくことになっています。

もう一つは、小樽市地域防災計画では小・中学校が避難所として指定されておりますので、跡利用のことを検討していく場合については、避難所としてのあり方についても一定程度考慮していかなければならないということで、この二つについては申し上げます。

それと耐震化との関係ですけれども、まだはっきりしておりませんから具体的なことは申し上げられませんが、仮に統合の対象となる小・中学校がどういった機能を持った施設になるのか、あるいは、運営主体が官になるのか、民間になるのかということがまだわかりませんので、そんなにはっきりしたことは答えられませんが、仮に避難所としての機能を持った施設として残す際に、耐震強度が不足している施設であった場合は、耐震化に向けてどういった対応が必要かということは当然考えていかなければならないというふうに考えています。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

○斎藤（博）委員

◎奥沢保育所と銭函保育所の改築計画について

保育所について、代表質問でもいろいろと説明していただきましたけれどもお伺いします。

最初に、市立保育所の規模・配置に関する計画（案）で、奥沢保育所と銭函保育所の改築の計画が出ていますけれども、奥沢保育所、銭函保育所がそれぞれの地域においてどういう役割を果たすようにしていこうとしているのか、これについてお話しいただきたいと思っております。

○（福祉）宮本主幹

改築計画の内容ですが、まず、奥沢保育所につきましては、老朽化に伴う改築であります。その改築の際には、

現在は実施しておりませんが、ゼロ歳児保育を行うための乳児室などの施設を整備して、ゼロ歳児保育、それから延長保育といったものを行い、また、現在、奥沢保育所に併設しております子育て支援センターも引き続き行いたいというふうに考えております。

銭函保育所につきましては、施設の老朽化に伴う改築であります。改築に当たっては現在の銭函保育所と同等の広さにし、さらに、奥沢保育所に併設しております子育て支援センター「げんき」と同じ程度の広さの子育て支援センターを併設していきたいというふうに考えております。

**○齋藤（博）委員**

奥沢保育所も銭函保育所も計画（案）では改築と書かれていますが、いわゆる新築ということで、全く新しい建物に切り替えていくと考えていいのでしょうか。

**○（福祉）宮本主幹**

言葉としては改築となっておりますけれども、開所しながら建て替えることはできないので、やることは新築ということになります。

**○齋藤（博）委員**

次に、代表質問での奥沢保育所と銭函保育所の改築にかかわる見積りをどうというふうに考えているのかという質問に、ありませんという簡単なお答えだったと思います。その辺について、もう一度お聞きしたいのですけれども、いろいろ議論していく際に、奥沢保育所と銭函保育所を建て替える際の見積額をどういうふうに見積られているか、もう一度説明していただけますか。

**○（福祉）宮本主幹**

現在、改築したいという計画（案）の段階でございまして、改築が決まっているわけではありません。これから改築するに当たって、現場の意見も聞きながら、ある程度、保育所の建て方をどういうふうにしていくかといったデータを積み上げていかないと、どういったものが建てられるのかというものが無い今の段階では見積りの依頼はできないだろうというふうに考えております。

**○齋藤（博）委員**

今の答弁でも、ぎりぎりまで奥沢保育所なり銭函保育所を開園させながら改築をしていかなければならないと考えられているというあたりでは、場所の問題も出てきますし、どういう構造にするかということもあるので、見積りの条件にまだ不確定の部分があって正確な数字が出てこないということをおっしゃっているのだろうと思います。

今の答弁はとりあえずわかったというか、横に置いておいて、またやりたいと思います。

もう一つ、今日お聞きしたいのは、過疎対策事業債の話がないときに、奥沢保育所と銭函保育所については、それぞれ平成25年度、26年度に改築して、翌年4月1日から新しい状態で走り出すというふうに計画には明記されています。後ほど、過疎債との関係についてお聞きしたいと思います。これは、過疎債を抜きにして工事の年度が出ているわけですが、これが出てきた経過というか、どういう議論の結果、平成25年度、26年度にやっという計画を立てられたのか、説明していただきたいと思います。

**○（福祉）宮本主幹**

まず、銭函保育所については次世代育成支援行動計画、それから第6次総合計画の前期実施計画では平成25年度までに銭函保育所の建替えということで3億円が位置づけられております。奥沢保育所は計画（案）には載せていますが、これについては総合計画にはまだ位置づけられてはいませんが、今回、財政的な面をクリアする中で、平成25年度以降に建てたいという計画で、銭函保育所が終わってから奥沢保育所ということを考えての計画になります。

**○齋藤（博）委員**

繰り返して悪いのですけれども、よくわからないのです。そういうふうに総合計画があるということだけで、建

築費の見積りとか、そういう数字がつかないまま、年度を決めて、平成25年度とか26年度に改築するという話をしているのですか。

○福祉部長

総合計画の実施計画における年度のお金とかについて、はっきりした計算は何もありません。大体これぐらいかかるのではないかとという範囲で3億円ほどという金額がそこに書いてあるだけで、それも基本設計が入っていると、実施設計が入っていると、大まかな話です。

その中で、銭函保育所の次の奥沢保育所は、前期実施計画が終わって、財政健全化計画のけりがついて、その後でしようという程度感覚です。

○斎藤（博）委員

あおぞら保育園は民間が建てたのでちょっと比較になりませんが、赤岩保育所は小樽市が建てた最後の新しい保育所ではないかと思いますが、幾らで建てたのですか。

○（福祉）宮本主幹

赤岩保育所の建設費につきましては、約2億6,000万円です。それから、奥沢保育所の子育て支援センターの建設費は約3,100万円です。これを合わせると、大体3億円ぐらいというような推計の数字であります。

○斎藤（博）委員

奥沢保育園はこれから聞く予定だったのですが、大体、それぐらいの見積額で議論されていると理解させてもらいたいと思います。

それで、市長の御答弁にもありましたが、過疎債については、いろいろなメニューがエントリーされていて大変なのだ、全部やるわけにもいかないという話がありまして、それはそれでわからないわけではありません。

福祉部に改めて聞きたいのですけれども、福祉部としては、今、これから議論されようとしている過疎債を使った奥沢保育所、それから銭函保育所の建替えについて、例えばそれで3億円くらいということ、ももとは平成25年度、26年度の予定だったけれども、前倒しでやりたいという立場でエントリーしているのか、そういうことについてはどういうふうに取り扱っているか教えてください。

○（福祉）宮本主幹

福祉部としましては、やはり、こういったいろいろな議論経過やゼロ歳児保育のニーズを踏まえまして、計画をできるだけ、前倒しできるものであったらしていきたいと考えております。

○斎藤（博）委員

◎議案第39号（小樽市過疎地域自立促進市町村計画）について

質問の角度を変えさせていただいて、企画政策室にお尋ねします。

改めて、今回、小樽市が過疎地域に指定されたことに伴う小樽市過疎地域自立促進市町村計画について改めて若干説明していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今回、議案として小樽市過疎地域自立促進市町村計画を提出させていただいております。たぶん、今、お手元にお持ちではないと思いますが、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進という項目がございまして、この中に各事業の計画が入っており、今回、市立保育所施設整備事業を掲載させていただいております。

この過疎計画は平成27年度までありますので、今回、議論になっていきます銭函保育所とか奥沢保育所についても、この中で実施していこうという方向で掲載させていただいているところでございます。

○斎藤（博）委員

ちょっと関連しているので、恐縮ですがけれども、その前には、小・中学校の耐震化もあります。それで、保育所については3億円という数字で載っているという話ですがけれども、新・市民プールについても、過疎債を使った計

画にエントリーしているというふうに理解してよろしいのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

過疎計画自体が、先ほどお話がありました第 6 次総合計画前期実施計画をベースにしておりますので、この中で新・市民プールについては基本設計まで行くと掲載しておりますので、それと同様に実施設計を行うというところまでは過疎計画でも掲載しているところでございます。

○斎藤（博）委員

小樽市の庁内全部の事業について、それぞれの部署から計画があれば上げてもらいたいということだと思うのですけれども、現在、どういう作業が行われているのかをお知らせください。

○（総務）企画計画室佐藤主幹

本市におきましては、今、議論になっている保育所、それから新・市民プール以外にも新市立病院の建設とか、先ほどから議論のあった小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画のお話があります。こういう大規模な施設整備をはじめとする大型事業が目白押しといいますか、集中して予定されておりますので、現在、企画政策室と財政部が協調しまして、関連する主要事業の洗い出しとか、整備年次事業費の精査をしているところでございます。ですから、この結果を踏まえて、同じ年度に集中して財政負担が生じることがないように中期的な整備の方向性とか、財源対策を報告してまいりたいと考えております。

○斎藤（博）委員

当然、集中しているということですから、オーバーフローするという気がするのですけれども、例えば、いったんエントリーされたのはどういうものか、そして最終的にはこれになったという経過はどこに示されるのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まさに今、財政部と協調してこの作業を進めているところなので、できる限り早くまとめて、その内容を明らかにさせたいと思います。

○斎藤（博）委員

その場合は、これがそういう形で計画に載りましたというのはわかると思いますが、載らなかった部分は出してもらえるのですか。エントリーしたけれども、財政負担もあるし、緊急性とかいろいろな理由はあるのでしょうか。例えばわかりやすく言うと保育所とか新・市民プールが出てきているわけですが、載った部分と載らなかった部分の仕分はどこでして、載らなかったのかという理由は明らかにできるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まずは、過疎計画に登載していないと全く対象にならないというのが 1 点ございますので、今、過疎計画に登載されておりますものは、この時点で法に基づく条件をクリアしているということになります。ですから、そのあたりにつきましては、一般の起債の取扱いと一緒になりますので、市の優先順位を決めていったとすれば、その事業の起債を行うという申請をする際に、その起債が充当できるかどうかということについて、別途、国・道の判断をもらい、結果がでる形になると思います。ですから、起債申請をする時点では、当然、充当されるかどうか判断されると思います。

○斎藤（博）委員

私は、8 月 3 日の総務常任委員会で配布された資料をもらって議論させてもらっていますが、例えば、このスケジュールでいくと、9 月下旬には過疎計画案の議決、過疎計画の決定となっているわけで、9 月中旬の今は、作業をしているのだろうと理解するわけです。私は、個別の課題として、奥沢保育所と銭函保育所という角度からこの問題を見て質問をさせてもらっているわけですが、いろいろなことが来るということも一方ではわかると思います。ただ、小樽市の中で、例えば、これが残って、これは入れないとかいろいろあるのでしょうか、どこかで仕分けられていくのだろうとと思っているわけですが、どういうふうに仕分をされていくのか。

私は、できたものについてはこれで行きたいということで、返せるかどうかという話はするかもしれませんが、小樽市でどういうふうに住分をしていったのかという部分の結果について、簡単に議論しているので話がすぐ見えるものですから、その辺についてはお知らせいただけるのかということを知っているのです。

#### ○市長

本会議でも申しあげましたけれども、一応、エントリーされているものが想定されますので、その中で、例えば地元合意がなかなかとれないとか、建設場所が決まらないというものは残りますけれども、合意をとったものから、あとは緊急度を判断しながら順位をつけていくということだろうと思います。

ただ、財政的な、後年度の返済の問題がありますので、その辺をどう考慮して、同じ保育所でも最初にやるもの、次にやるものというものがありますから、そういったものを判断していくことになると思います。

あとは、建設費の問題もありますから、それも、詳細なものは出ませんが、大体これであれば幾らくらいという想定を出しながら、そして返済がどうなっていくかということも含めて総合的に判断しなければならないと思います。

#### ○斎藤（博）委員

計画ができる段階では、でき上がったものと、今回見送られた部分についても、理由なり、原因なりがわかっただどこかの時点でそういったものも明らかにしてもらいたいと思っています。

そういう意味では、このもらった資料に書いてある予定で進んでいると考えると、今月の第3回定例会で議決して、一定の計画を発表する段階だということですね。もう一回確認させてもらいますが、そういうことでいいですね。

#### ○（総務）企画政策室長

日程が示されていると思いますけれども、今回の定例会で議案として出しまして、私どもとしては、この過疎計画を一定程度決定し、その過疎計画の起債の申請を行いたいと思っています。ただ、今後、新しい事業が出てきたり、事業の変更を伴うケースも当然想定されますので、そのときには、今ある過疎計画を一回変更させていただきまして、改めて議決をとりながら過疎計画の変更手続を進めていきたいということでございます。これが最終形というわけでは決してございませんので、変更手続は随時行ってまいりたいというふうに思っております。

#### ○斎藤（博）委員

要は、第3回定例会で議決する段階で計画決定ですから、当面、このエントリーの中から決められたものについては一緒に出てくるという理解でいいですね。わかりました。

#### ○小樽市病院局と小樽市医師会の会合について

次に、質問を変えたいのですけれども、8月18日に、小樽市病院局と小樽市医師会で公開の会合が持たれたことになっております。聞くところによると、終わった時点で小樽市医師会から病院局への提案事項という形で3点の提案がされているほかに、18日のやりとりの中で、ちょっと理解しがたい回答があったので、改めて文章で病院局に医師会から質問状が出されているというふうに記載されているわけですが、改めて聞きますが、病院局は小樽市医師会から、疑問点についての質問状を受け取っていらっしゃいますか。

#### ○経営管理部次長

8月20日付けで、小樽市医師会の医療福祉関連問題検討委員会の阿久津委員長から、経営管理部吉川部長と次長の私あてに質問の文書をいただいております。

#### ○斎藤（博）委員

病院局の回答に対する疑問点ということですが、どういうことが聞かれているのか、差し支えなかったらお知らせいただきたいのです。

**○経営管理部次長**

何点かございまして、まず、大きく分けて一つ目は、新市立病院の収支試算について、一般の入院単価、病床利用率、平均在院日数は 5 年間分の数値を示してほしいというお問い合わせでございます。そのほかに、D P C の移行によって単価は上がるのか、下がるのかということ、それと精神科の実態の中で平均在院日数、入院患者の平均年齢、救急搬送での入院はどのぐらい件数があるか、このような質問でございます。

**○斎藤（博）委員**

今の話を受け止めると、いわゆる理解しがたい回答だったので再質問させてもらったというより、数字的な確認を文書によって行ったという理解でよろしいでしょうか。

**○経営管理部次長**

そのとおりだと思います。といいますのは、18日の議論では、医師会はプロジェクターを通じて資料を提出されておりましたが、私どもは事前に内容を聞いておりませんでしたので、こちらから資料として提出するものがございませんでしたので、その内訳ということだと思っておりました。

**○斎藤（博）委員**

次に、18日の会合が終わった時点で医師会から病院局に対して 3 項目の提案事項が出されております。提案ですので、受け止めますということで持って帰って、そのままにしているのかもしれませんが、これについて現時点で回答をしたとか、どういう扱いをされているかお聞きします。

**○経営管理部次長**

会議が終わったときに、3 項目の提案について、津田会長から口頭で説明がありまして、その内容を文書で配付されておりますが、これについては、現在、病院局内も含めまして、庁内でもそれぞれ検討しておりまして、今の段階で医師会に回答している状況ではございません。

**○斎藤（博）委員**

本日は並木局長が出席されておられませんので、18日の問題は別の機会にやりたいと思いますけれども、この三つの提案事項の一つに、北後志も含めた実効性のある救急医療体制を確立するため検討を始めること。これには夜間救急センターの建替え構想も含まれなければなりません。と医師会の書いている文章に夜間救急センターが触れられているのです。私は代表質問でも聞きまして、市長の答弁はわかりました。要するに、済生会からは、今のところ何も来ていないと。小樽市がお願いしている指定管理者が小樽市医師会だという中で、済生会の建替えについては、今のところ何も来ていないという答弁でした。

ただ、一方で、9月3日に小樽市医師会が出している文章では、医師会の意識としても、建替え構想も含まなければなりませんと記載されているわけですし、そういった意味では、先ほどどなたかの質問でも市長はお話しになっていますので、基本的なところはいいと思うのですけれども、改めて、今後協議に入ろうとする相手方にこういう文書をすぐに配ったことについて、非常に乖離というか違和感を私は持つわけなのです。

やはり、改めて夜間急病センターの問題について医師会と話し合う際には、こういうことも意識の底に置いておかないと、話がかみ合わなくなるのではないかという心配があるのです。市長もこれを読まれたかと思えますけれども、改めて、こういう認識をお持ちになっている医師会と小樽市夜間救急センターについての話し合いをすることについて、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○市長**

一つは、小樽の救急医療関係については、相当以前から医師会の中で、夜間救急センターとは別に市内の緊急の医療体制をどうするかということはずっと議論してきているのです。その段階で、医師会としては、市立小樽病院は 2 次医療をやってくださいと、1 次医療については大きい病院に併設をしてやりますということに最終的にはなっているものですから、まず、お互いに意見を共有しなければならない、過去の経過の議論を。そして、同じ土俵

で、これからの救急医療のあり方、それから済生会の話が出てきたのは 8 月ですから、それまでは夜間急病センターは今までどおりだというふうに皆さんも我々も思っていたのですが、そういう問題が出ましたから、その問題も含めてどうしていくのかということ、過去の経過の全部をお互いに共有して、そこからスタートしたらいいのではないかと思いますので、それは十分に、ボタンのかけ違いのないように話を進めていきたいと思っています。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

---

#### ○大橋委員

##### ◎耐震構造と免震構造の実験紹介ビデオの上映について

まず、冒頭、病院局にお尋ねしますが、今朝、病院局で、議員の勉強会ということで、「大地震、そのとき病院は…」という、首都直下型地震防災に関する実験紹介ビデオを見せていただきました。非常に急な形でこういう企画が行われたのですけれども、どのようなことで議員にビデオを見せることが行われたのか、経過と目的についてお知らせいただきたいと思っています。

##### ○経営管理部次長

今般の新市立病院の基本設計をやる中で、耐震構造、免震構造の検討をしております。このビデオは、本年の春に、災害拠点病院である小樽病院に、防災科学技術研究所から送られてきたものでございます。それで、庁内でも新市立病院の関係をいろいろと検討している会議で、実際に耐震、免震の病院ではどういうことが起こるかという非常にいい実証例だと思ってみせたところ、これは議員の皆さんにもぜひ見ていただくべきではないかという話があり、病院局から市立病院調査特別委員会の正副委員長に見ていただきたいという相談したところ、広く皆さんにも声をかけて見せてはどうかということで、お見せしたところでございます。

#### ○大橋委員

経過についてはわかりました。それから、病院局の方々が実際に見ているものですから、知識を共有したほうがいいのだろうということは理解します。

ただ、それを理解した上で見たのですけれども、問題はビデオの中身です。中身について、これは見た者によって感覚が違いますから、平等にするために、いただいたパンフレットを読ませていただきます。これは、あなたの病院は大地震のときにも機能するかというテーマで、どんなことがわかったのかという項目があります。耐震構造の病院では、短周期地震動という大きいがたがたする揺れが襲うと、室内のほとんどすべての医療機器が移動し、棚の中にあった薬等が散乱するなど、大きな被害が確認されました。本当の地震に襲われたら、多くの病院がすぐに多くの患者を受け入れるのは困難であることが予想されます。

それから、免震構造の病院については、長周期地震動というゆっくりゆらゆらする揺れが襲うと、キャスターつき機器が室内を走り回り、周りの多くのものに衝突し破損する被害が確認されました。地震に強い免震構造でも、固定などの対策を怠ると思わぬ被害が発生することが予想されます。という説明が行われています。

まさにビデオの中身もそうなのですけれども、このビデオの目的、結果が非常に明快だと思ったのは、要するに耐震構造では直下型地震等が来たときに、病院の医療機器などは全くめちゃくちゃになって、病院はもう機能しませんという映像です。免震構造については、揺れるけれども、キャスター等を固定すれば病院の機能には影響ないという内容でありました。これは実験ですから、確かにそういうことなのだろうと思います。

ただ、それを見た上で思いましたのは、今まさに、これから小樽市議会ではどんな病院をつくるのかという構造の問題が議論されています。特に、その中で免震、耐震を議論していく前提に、小樽の地元業者に工事を発注して、それを中心にやっていく方法を議論の中で今までのところ打ち出しています。ただ、小樽の業者に聞きますと、耐震であれば手をつけられるけれども、免震なら手をつけられませんかという回答もいただいております。その中で、

議会としては、いわゆる機能は劣るけれども、費用の安い、そして地元がやれる耐震を選んでいくのか、それとも、高いけれども、最新技術である免震を選んでいくのかということをやっつけていかなければならないわけです。そのときに、病院局から、免震でない地震の後は病院が機能しませんというビデオが、非常にいいタイミングで、予算特別委員会が始まる朝に提供してきたわけです。

これは、病院が意図的にそういうふうにしたという悪意な解釈はしませんけれども、現実問題としては、いわゆる議会のそういう議論、判断に対して大きな影響のある実験ビデオを病院局として提供している。それから、病院局は、これはもう免震でいくしかないという意味決定というか、内部統一をしているだろうというふうには感じたのですが、その辺はどうでしょうか。

#### ○経営管理部長

先ほど、次長から、今回のビデオを見ていただいた経緯を説明しましたけれども、若干補足しますと、市長をトップにした病院の建設に係る委員会で適宜会議を開いておまして、今回、病院局として、今後、議会にお諮りする中で、仕様や構造の問題で一番大きいのは耐震、免震です。その次に発注方法があるだろうと思います。本会議でも答弁しておりますけれども、発注方法は、今やっているゾーニング作業が終わった段階で久米設計からメリット、デメリットも含めてのいろいろな提案があるということで、その提案は今回の第 3 回定例会には間に合いませんけれども、免震、耐震については市立病院調査特別委員会で説明をしようということが決まっておりました。初めは資料を出して説明、報告しようということだったのですけれども、会議でペーパーの資料を見ただけではなかなかわからないという面が一つあります。

そこで、私どもとしては、市立病院調査特別委員会で、どういう格好かで見てもらおうと思っておりますといったときに、この耐震、免震の問題は、今、委員がおっしゃったように、市内の建設業界からもいろいろな意見が寄せられていることもあるので、市立病院調査特別委員会の委員長、副委員長に相談して、もし必要であれば、そのほかの議員にも見ていただく機会をつくったらどうかということで、日程調整はぎりぎりになったのですが、本日になったということでございます。

病院局としてどうなのかといいますと、本音としては、やはり医療現場の人間として、病院局長も全国の会議とかで実際に被災された病院の院長とかと話をしています中では、建物自体は壊れなくても、災害の際にも病院の機能を維持するためには免震が必要だという認識を持っております。病院局としては、災害拠点病院は後志で 1 か所ですので、何とか免震を採用したいという希望はございますけれども、建設工事費の問題もありますし、委員がおっしゃったように免震なら地元業者が入れなくて耐震なら入れるというのもそう単純な話ではありませんので、今後の議論もあると思いますけれども、議会に出せるものは全部出した上で審議をしていただき、全体としての判断をしていきたいと考えております。

医療現場の病院局としては、やはり免震を採用してほしいという意見が強いことは事実です。

#### ○大橋委員

病院局の考え方を話していただきましたから、これ以上は追及しませんけれども、議会と病院局のつき合い方ということからすると、あまりにもタイミングがよすぎるといえるのか、予算特別委員会の初日にこういう問題が出されてくることに対して、ちょっと悪くとれば誘導という感じにもなりかねません、その指摘だけをして、この問題については終わります。

#### ◎大雨災害について

今回の大雨災害の中で、堺町の問題については、市の中心観光地ということで、早急な対策を打つと聞いています。それで、同じように、ある意味、もっと広い範囲で被害が出た長橋地区については、まだ明確な形で出ていませんので、どうしていくのかということについてお尋ねしたいと思います。

まず、長橋地区の被害の状況をどんなふうにとらえていますか。

○（建設）建設事業課長

長橋地区の被害状況でございますけれども、長橋十字街を中心にして泥水等が流れたということでございます。これにつきましては、長橋 2 丁目、長橋 3 丁目について、消防本部で把握している罹災数、建設事業課で把握しています市民から寄せられた情報などを基に答えたいと思います。8 月 7 日から 8 日、8 月 23 日から 24 日にかけて 2 回の大雨でございますけれども、内容につきましては、床上、床下浸水の冠水による被害が 17 件です。また、河川や市道の小規模な破損、その他の情報を合わせますと全部で 17 件、合計で 34 件となります。

○大橋委員

ちょうど、その直後に建設常任委員会を中心にオタモイの新しい市営住宅を見に行きましたので、議員の皆さんも長橋地区の水があふれた後の状況を見たというか、たまたまそこを通ったわけですけども、水が出た当初は、泥が非常にあって車がスリップして動けないような状況だと聞いております。

いわゆる被害が出た後、どういう処理をされたのか、それから、どうして今回のこういう水が出るようになったのか、その処理と原因についてお願いします。

○（建設）建設事業課長

今回の処理と原因についてでございますけれども、大雨による当時の処理は、当日、情報が寄せられまして、消防、建設事業課の委託業者が、土のうを積むなどの対応に当たったところでございます。また、流れ出た泥につきましては、路面清掃を実施してございます。

原因についてでございますけれども、8 月 7 日には時間雨量 37.5 ミリメートル、8 月 24 日には時間雨量 24.5 ミリメートルとなっておりますので、短時間で予想を超えた雨が降ったことによることが原因と考えております。37.5 ミリメートルというのは、小樽市における観測史上 4 番目の数字となっております。

また、24 日につきましては、24.5 ミリメートルとなっておりますけれども、長橋地区においては、長橋道路事務所に雨量のテレメーターを設置してございまして、ここで同時間にはかった時間雨量は 38 ミリメートルと記録されておまして、38 ミリメートルにつきましては、小樽市で過去 3 番目という状況です。いずれにしても、大雨が原因ということで考えております。

○大橋委員

今回の局地的な大雨によるものであるという部分はみんなわかっていると思うのです。今まで小樽で経験のない雨でしたから。ただ、結局、いわゆる原因と考えた場合に、大雨のために川があふれたとか暗渠が詰まったという部分です。今までなかったからこれは原因にならないという判断と、結果的に雨が降ってみたら対処できないわけですから、川だとか側溝だとかというもののキャパとか、能力とか、結局、そういうところにも原因があるのではないかと思いますけれども、それについてはどのように考えているのですか。

○（建設）建設事業課長

施設の能力という部分の御質問でございますけれども、当該地域には色内川、その先に行きますと、一ツ目川、二ツ目川、三ツ目川の 3 経路ございまして、また、反対側に行きますと、普通河川長橋川、そういう部分で 5 河川、それに伴って地先から流入する部分の側溝の排水など、いろいろとございます。

そういう中で、通常、想定できるような降雨には今まで耐えてきてございますけれども、今回を契機に、それらの施設と、原因が何か、汚泥の流出元はどこか、長橋十字街にはいろいろ流入経路がございますので、これらの調査をするとともに、それらに能力があるかという部分については検討してまいりたいと思います。

○大橋委員

泥が地下室などに入ったので、民家などはその処置が非常に大変だったということで、今回の場合は泥の被害という感覚を持っていて、いわゆる流入経路がいろいろあったことについて、確かに長橋はもともと沢ですから、両側が決壊して、あらゆるところから水が出てきたと思っています。

その中でも、長橋なえぼ公園の中のはんらんによって大量の泥が出たのだという話が当初からあるのですけれども、それに対してはどういうふうにとらえていますか。

**○（建設）建設事業課長**

委員がおっしゃった長橋なえぼ公園でございますけれども、ここにつきましては、自然豊かな公園ということで自然河川が通っている部分がございます。当然、大雨が降れば土砂等の流出は避けられない状況の河川だと考えております。しかし、今まで泥がこのように出た経験がございません。それも踏まえて、二ツ目川にこだわらず、そういう河川に対する今後の検討策を考えていく必要があると私は考えております。

**○大橋委員**

長橋なえぼ公園を流れている川について、今、ユンボとかを入れて、とりあえずの整備をしているのです。私は、なえぼ公園をずっと歩いて上に行ったのですけれども、実際には公園の中ではなく、公園の外へ出たところが非常に大きく深くえぐられています。地元の人が言うには、過去になったことなのだけれども、要は公園の外のえぐられている部分が、今、車の展示場、それから土木会社の資材置場という形で大きく開発されて平面になっているわけです。ですから、その部分が今回の災害の原因になっているのではないかと、地元ではそういうことも言っています。

ですから、私は、いわゆる公園の中にある川の状態を問題にするのではなくて、その上流が変化していることについてこれから調べてほしいと思っています。それからまた、先ほどいみじくも言われた長橋なえぼ公園には自然河川があるということで、その自然河川が原因だから自然河川をやめて三面張りにするとか、そういうような方向には今後の考え方を持っていただきたくないのです。どうやって長橋なえぼ公園の自然河川を生かしながら、しかし長橋地区に被害が出ないようにするか、それを考慮して今後の計画を立てていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○（建設）建設事業課長**

今、長橋なえぼ公園の上流部分の開発というお話がありましたが、私どもは、民地かどうかはまだ把握していない状況でございます。委員がおっしゃったことを現地調査で確認し、必要があれば今後の対策ということで考えていきたいといえますか、検討していきたいと思っております。

**○委員長**

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。